

総務文教委員会

令和2年3月12日(木)

日 時 令和2年3月12日(木) 午前10時00分開会—午後5時28分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 反保委員長、小川副委員長、道工、中原、坂原、辻下、和田、出口

欠席委員 なし

傍聴議員 松尾、奥野、竹原、谷崎

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

古橋教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

竹下まちづくり戦略室危機管理監

澤教育委員会事務局教育次長兼指導課長

福井会計管理者兼会計課長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

栗山総務部理事兼財政改革部理事

寺田総務部理事兼企画地方創生課長

阪本財政改革部理事兼税務課長

松下総務部副理事兼総務課長

森まちづくり戦略室危機管理担当課長

岩田人権推進課長

内山財政改革課長

松井学校教育課長兼学校給食共同調理場所長

蟻馬生涯学習課長代理

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

反保委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は8名。全員出席です。

理事者につきましては、小川生涯学習課長より欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き、協議会を開催します。

よろしく申し上げます。

3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件7件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第3号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第7次）」につきまして、本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

反保委員長 内山課長。

内山財政改革課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをご覧ください。

令和元年度岬町一般会計補正予算（第7次）のうち、総務文教委員会に付託されました予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明させていただきます。11 地方交付税、1 地方交付税、地方交付税といたしまして2,814万1,000円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税の交付決定に伴うものでございます。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 続きまして、15 国庫支出金、2 国庫補助金、総務管理費補助金としまし

て170万9,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては歳出でご説明させていただきますが、個人番号カード利用環境整備費補助金として一般管理費人件費一般職に5万1,000円、総務課一般管理費に44万5,000円、個人番号カード利用環境整備事業費として121万3,000円を充当するものです。

続きまして、17財産収入、1財産運用収入、利子及び配当金としまして55万3,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、岬町保有の株式会社ジェイコムウエスト株の利益配当金があったことによるものです。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 続きまして、18寄附金、1寄附金、小学校費寄附金といたしまして10万円を増額補正するものです。

内容としましては、深日小学校卒業生の方より深日小学校に対し、図書購入用としましていただいた寄附金5万円と国際ソロプチミスト大阪りんくう様より小学校に対し、図書購入用としていただきました寄附金5万円、合計10万円を小学校教材費に充当するものです。

反保委員長 内山課長。

内山財政改革課長 続きまして、19繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして4,233万4,000円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算編成に伴い、財源調整を行うものでございます。

以上、当委員会付託分歳入計といたしまして、183万1,000円の減額補正を行うものでございます。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 続きまして、歳出です。

委員会資料の2ページをご覧ください。

2総務費、1総務管理費、一般管理費、人件費、一般職としまして532万9,000円を増額補正するものです。

内容としましては、早期退職の退職手当で、今年度中の早期退職者7名のうち、退職手当の支給対象者は5名です。その職種内訳は、事務職3名、保健師1名、

土木職1名で、計5名の早期退職者の退職手当の増額補正でございます。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 続いて、備考欄の説明をさせていただきます。

さきに歳入予算のところで説明させていただきましたとおり、個人番号カード利用環境整備費補助金のうち、5万1,000円を総務課職員人件費に充当することに伴い、一般財源との間で財源更正するものでございます。

次に、総務課一般管理費につきましても、個人番号カード利用環境整備費補助金のうち、44万5,000円を臨時職員賃金に充当することに伴い、一般財源との間で財源更正するものでございます。

ここで、4ページをご覧ください。

個人番号カード利用環境整備事業について説明させていただきます。

本年9月からマイナポイントによる消費活性化策が始まります。これは、国が消費税率引き上げに伴う需要平準化策として、東京オリンピック・パラリンピック後の消費を下支えする観点から実施するもので、あわせてキャッシュレス決済基盤の構築を図るものです。

大きな1. マイナポイントというところをご覧ください。

マイナポイントは、キャッシュレス決済サービス、これは「〇〇ペイ」で、普段のお買い物に利用できるポイントで、キャッシュレス決済事業者を通じて付与されます。マイナポイントを付与されるには、マイナンバーカードの取得、マイキーIDの設定という二つの作業が先に必要となります。

マイキーIDとは何かと申しますと、マイナンバーカードのICチップ内に搭載されている、利用者が本人であることを証明する電子証明書を利用して、利用者が任意に作成できる番号です。マイキーIDは、マイナポイントを付与するために、本人を認証するキーとして必要です。

下の1から6の流れ図をご覧ください。

まず、1で「マイナンバーカードを申請、取得」し、窓口は現在、住民課となっております。

次に、2の「マイキーIDの作成・登録」とありますが、ここでマイキーIDの設定に係る補助を総務課職員により行う作業が、今回の個人番号カード利用環境整備事業の内容となります。

必要な経費として、総務課職員及び総務課臨時職員の人件費、消耗品としてトナー代や紙代、事務用品、印刷製本費として、マイキーID設定に係る広報をすためのチラシ作成費、委託料として、マイキーID設定ブース設置委託料、端末周辺機器整備委託料等となります。

3の「マイナポイント申込」とありますが、これは「〇〇ペイ」キャッシュレス決済サービス事業者を一つ選択するという事で、本年7月より申し込み開始予定でございます。

次に、4「前払い等」、5「プレミアム分のポイント取得」とありますが、これは、前払い、または物品の購入を行った場合に、マイナポイントを当該決済サービスのポイントとして取得します。本年9月からマイナポイントが付与される予定でございます。

6で「ポイントを買い物などに利用」とありますが、これは、当該決済サービスが利用可能な店舗等において、取得したポイントを利用できるということでございます。

次に、大きな2. マイナンバーカードを活用した消費活性化策でございますが、マイナポイント利用上限額は5,000ポイントが上限で、プレミアム率は25%となります。1ポイントは1円となります。これは、例えば2万円分の前払い、または物品の購入を行った場合は、上限額の5,000ポイントが付与されることとなります。事業実施期間は、令和2年9月から令和3年3月までの7カ月間となりますが、国が目標としているマイキーIDの設定者数が4,000万人に到達すれば事業の終了となります。

次に、大きな3. 個人番号カード利用環境整備事業についてでございますが、本町では、令和3年3月末までの7カ月間、マイキーIDの設定支援窓口を住民課マイナンバー窓口を設置し、来庁者のマイキーIDの設定を支援します。個人番号カード利用環境整備事業は、マイキーID設定支援に必要となる体制を整備し、広報するものです。

なお、令和2年2月21日付で総務省自治行政局より「マイナポイント事業に係る広報等について」という表題で、マイナポイントを利用したい方に、確実にマイキーIDを設定していただくため、マイキーIDの設定を「マイナポイントの予約」という表現をして、今後、広報を行うこととしています。

個人番号カード利用環境整備事業費につきましては、令和2年度への繰り越しへの執行も認められているため今回、補正予算計上するものです。

個人番号カード利用環境整備事業の説明は以上となります。

2ページ中段へ再度お戻りください。

個人番号カード利用環境整備事業につきましては、121万3,000円の増額補正を行うものです。主な内容としましては、先ほど説明させていただきました、消耗品費として47万8,000円、印刷製本費として15万9,000円、個人番号カード利用環境整備委託料としまして57万6,000円を増額補正するものです。

なお、財源につきましては全額特定財源として、個人番号カード利用環境整備費補助金を充当するものでございます。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 3民生費、1社会福祉費、文化センター管理費といたしまして174万7,000円の減額補正をするものです。

内容といたしましては、文化センターで使用されていた蛍光灯の安定器等で、PCBが含有しているものを令和元年度に廃棄処分する予定でしたが、廃棄処分委託先から令和2年度の処理となる旨の回答があったことから、今年度中に廃棄処分をすることができなくなりました。このことによりPCB廃棄物収集運搬業務委託料21万3,000円とPCB廃棄物処分業務委託料153万4,000円をそれぞれ減額補正するものです。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 続きまして、9消防費、1消防費、消防総務費としまして95万9,000円を増額補正するものです。

内容としましては、今年に入ってから、3月末をもって退団する旨の届け出があった消防団員2名の退職報償金として95万9,000円を増額補正するものです。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 資料3ページをご覧ください。

10教育費、1教育総務費、PCB廃棄物処理事業といたしまして、985万1,000円の減額補正をするものです。

内容といたしましては、学校施設で使用されていた蛍光灯の安定器等でPCBが含有しているものを令和元年度に廃棄処分を実施する予定でしたが、廃棄処分委託先から、令和3年度以降の処理となる旨の回答があったことから、今年度中に廃棄処分することができなくなりました。このことにより、PCB廃棄物処分業務委託料942万5,000円、PCB廃棄物収集運搬業務委託料42万6,000円をそれぞれ減額補正するものです。

続きまして、2小学校費、小学校教材費としまして10万円の増額補正を行うものです。

内容としましては、深日小学校卒業生の方より深日小学校に対して図書購入用といただきました寄附金5万円、国際ソロプチミスト大阪りんくう様よりいただきました寄附金5万円を深日小学校へそれぞれ図書購入費に充当するものです。

以上、当委員会付託分歳出合計といたしまして399万7,000円を増額補正するものです。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 続きまして、繰越明許費として翌年度に繰り越しが見込まれる個人番号カード利用環境整備事業として121万3,000円を予算計上しております。

以上で、令和元年度岬町一般会計補正予算（第7次）の説明を終わります。

反保委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 1ページのジェイコムの利益配当ですか、これが初めてなのか。それと、もう1点は、岬町から出資ね、私も忘れたのですが、出資はいくらぐらいジェイコムにしているのか。

その2点聞きたいのと、次に、PCB、ちょっと本会議で聞いたときに、教育だということで何したのですが、文化センターの174万7,000円ともう一件ありますが、この件についてですけど、聞いていましたら蛍光灯、蛍光灯ということは教室についている蛍光灯になるのかな。それであれば、これでもう済んでいくと思うのですが、一応、念のために、これが来年になったという理由はわかったのですが、これでもう一応これが終わるのかどうか。

それと、もう1点、2ページの最終の消防団員ですが、これ2名分のあれですけど、どうですか、この件について別になのですが、消防団員、今、募集と



いったら何ですけど、入ってくれる人、少ないとちょっと聞いたりしているんですけど、少ないということは、少しでも余計にね、退職金でも出されるようにしたら、一人でも増えるのでもないかと思しますので、その点、一つ、増やす、何かできる方法ありますか。その点よろしく頼みます。その3点お願いします。

反保委員長 3点の答弁をお願いします。

松下課長。

松下総務課長 出資の額ですが、590万円ということで、118株の割り当てということになります。

それから、配当は初めてなのかというご質問なのですが、初めてではございません。ここ数年間は毎年、配当を受けております。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 PCBの件ですけども、蛍光灯の安定器で、古いものにはPCBが含まれているということで、古い物は全て交換をさせてもらっております。その交換した古い分につきましては、処分先に届け出し、順番待ちみたいな形で委託先に出すのですけれども、今、役場の地下の倉庫に、人が入らないところで密封して、保管させてもらっています。今回、文化センターも学校の分につきましても、当初、今年度中に処分する予定でしたが、高濃度のPCBにつきましては令和3年3月31日までという期限がありまして、各施設から処分が殺到しているということで、今年度内に処分し切れないうことで、後ろに繰り越すということになりました。

和田委員 もうこれで済むのかという。

澤教育次長 高濃度分につきましては、今回届け出した分で、一応処分が済むことになっております。まだ低濃度分がありますので、低濃度分につきましては令和9年3月31日までに処分するということになっております。

反保委員長 よろしいですか。

和田委員 まだもう一個、消防。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 消防団員の数につきましては、まず今年度補正予算で今、2名上げさせていただいておりますけれども、今年度末で3名の方がお辞めになって、98名という消防団員で年度末になるという見込みでございます。その中で、また

新たに消防団員に加入していただくという方が同数程度いらっしゃいますので、100人を超えるような数は維持できるかなという状況でございます。

消防団の団員の募集をしても、なかなか入っていただけないということもございますけれども、消防団員の交流の中で団員を集めてもらったり、あるいは岬町のホームページ、フェイスブックで消防団の活動を紹介して、消防団活動に興味を持っていただいて、入っていただく方をできるだけ多く確保したいということも、対策として現在やっております。

委員おっしゃいます、退職金の増額でございますけれども、退職金につきましては、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例という条例がございます。こちらに基づいて退職金を支給しているところでございます。その増額につきましては、近隣の状況、あるいは国の状況等を見ながら、また今後、必要に応じて増額等の改正をしていきたいと思っております。

反保委員長 和田委員。

和田委員 今、消防団の条例でと言いましたが、国と近隣のそれもあって、絶対岬町だけで出来ないということもないわけですね。今の話聞いていましたらね。できたらまた努力していただきたいと思います。結構です。

反保委員長 ほかございませんか。

出口委員。

出口委員 4点ほど、お聞きしたいと思います。

最初に、今、和田委員の関連ですけれどもね、ジェイコムの方の和田委員の質問は、出資金額はおいくらですかということも聞いていたと思うのですよ。それ私も聞きたい、出資金額言うてた。私ちょっと聞き逃したのかな。すみません。

それと、もう1点、2ページの早期退職者が5名おられるということですが、せっかく頑張って岬町に入庁していただいて、そういう中で早期に退職されるというのは、どういう理由で退職されるのか。5名の方の内容をお聞きしたいのと、それと、もう1点は、PCBの令和9年度までの内容の中で、ほかの公共施設で、そういうまだ処理すべきところが何か所かあるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、もう1点は、マイナンバーカードなのですがね。これ、世間でよく聞くのですが、マイナンバーカードをつくることによって、個人情報100%

わかってしまうというようなことも聞き及んでいるのですけれども、その辺の進捗率を高めるためにも、行政はどういうような考え方をしているのかということをお聞きしたいと思います。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 早期退職者の退職理由についてというあたりなのですけれども、実際、今回、令和元年度中の早期退職者自身は7名ございます。今回、補正のほうで退職手当をプラスアルファで要望させていただいたのは5名ということで、実際、令和元年度中の早期退職者自体は7名でございます。

退職理由に関しましては、一身上の都合ということにはなるのですけれども、余り詳しいことは言いづらい部分もありますが、ただ、中には、例えば大学に行って進学したいとか、あるいは結婚退職された方とか、あるいは、今の職場以外に新しく自分に合う仕事を見つけたのでというあたりが多かったと思います。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 ジェイコムの出資金額でございますが、590万円でございます。

マイナンバーカードをつくることによって、個人情報が増えるかということですが、こちらについては、国のほうではできる限りのことを施しております、パスワード等によって、ほかの者が他人に成り済ますということもできないような仕組みとなっておりますので、その辺は、ほぼほぼ安全かと思われま。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 PCBの件についてお答えさせていただきます。

低濃度分につきましては、令和9年3月31日までということで、学校施設分については、リストアップして、登録させてもらっています。まずは、高濃度分が急ぎますので、高濃度分から処分させていただき、その後に低濃度分の処分に移るということになっております。

反保委員長 出口委員。

出口委員 突っ込んで聞いたらダメなのですが、廣田理事、実は、今、退職理由を聞かせてもらったのですけれども、休職者の4名か5名おられるということを知っていますが、特に今、土木関係で多いのではないかと思います。そういう中でノイローゼの方もたくさん、たくさんではないけど、おられるということですのでね。この辺、仕事の作業内容が非常に、今、特に職員さんいろいろ苦勞されて

大変な時期だと思うのですが、その辺の一般事務職員まで、ちゃんとそういうような配慮を理事者側はされているのかどうか、その辺を聞きたいと思います。それと、もう1点、マイナンバーカードなのですが、これからその進捗率を高めるために、どのような方法を行政は考えているかということを再度聞きたいと思います。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 確かに今年度に関しては、かなり休職者が多く出ております。

それで人事担当としましても、業務量の多いところもございますし、いろんな問題、新規の問題などいろいろと、新しい課題に直面している課もございます。

それで昨年度から、例えば7月1日採用、それから11月1日採用で、6名の職員を追加で採用しております。それから、この4月1日採用の新規採用職員もございます。実際、正職員のほうは、増えるような形で令和2年度の当初予算も計上させていただいております。

それで配置に関しては、7月であるとか、11月の随時の配置によりまして、ある程度は人事異動という形で措置をさせていただいているのですが、それでもなかなか職員も忙しい部分がございますので、例えば土木下水道課でありましたら、建築課の職員を部内異動という形で、土木下水道課のほうでちょっと仕事をしてもらったりしていますし、あと、土木下水道課の中なのですが、二国推進課の職員2人も下水道課の業務の応援という形で、ある程度措置はさせていただいておりますが、それでもなかなか今も職員、かなり大変な部分があると思います。

それで、今現在、これ以上、人事異動とかで業務の配置を変えるわけにはいかないのですが、また4月1日の人事異動が近づいておりますので、いろんな形で人員配置については検討してまいりたいと考えております。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 マイナンバーカードの交付の進捗率を高めるために、行政はどういうように工夫しているかというご質問でございますが、現在、令和2年3月1日現在の岬町のマイナンバーカードの交付枚数は2,870枚ということで、交付率が18.1%でございます。令和2年2月末現在の岬町のマイキーIDの設定者数は49名と、非常に少ない状況でございます。

それで、このマイキーIDを設定しマイナポイントを、5,000円分のマイナポイントがつくという広報を積極的にしまして、またホームページ等にも載せまして、住民に知っていただくことにより、カード自身の交付率が上がるということを考えております。

反保委員長 出口委員。

出口委員 松下課長の言うとおおり、やはり今度これを、進捗率を高めるためには、もうメリットは、この5,000ポイントを前に押し出してですね、何とか進捗率を高めなければならぬだろうというように私もとらまえておりますが、その辺でできる限り、住民に徹底するようにお願いしたいと思います。

それと、廣田理事ね、本当にもう皆さん大変な作業されておりますわ。特に、みさき公園の問題から始まって、この後、公園の維持管理のことで、産業観光促進課の方でも大変な思いされていますし、当然、西部長も本当にもう寝る間もないぐらい頑張ってくださいね、やはり今、一番大事なのは、職員の健康が一番大事ですのでね。やはりその辺をできる限り、ちゃんと把握していただいて、職員さんに日々頑張ってもらいたいなというように思いますので、ひとつよろしくお願ひしときます。

反保委員長 よろしいですか。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の2ページと3ページで、PCB廃棄物にかかわっての予算がございます。先ほど説明の中で、役場の地下に保管されているということだったのですが、今回、ここは文化センターと学校教育課のところに載っているのですが、それはもう管理としては、もう回収はして、両方ともというか、町内全て、こういう危険物については役場の地下で保管しているというように認識したらいいのかということと、それから、文化センターの対象物については、資料によると令和2年度になったと。

教育委員会については、令和3年度以降になったということなのですが、高濃度については、先ほどの説明で令和3年度以降というように、ここには書かれていますけれど、令和3年度中に、高濃度については処分すると。こういう記載の仕方をされているというのは、低濃度分のことも念頭に置いて、令和3年度以降

になったという記載の仕方をしているというように理解していいのか。少し細かいことですが、そのあたりについてもお聞きしたいと思います。

それから、出口委員から一般管理費、人件費についてお尋ねがあり、答弁もありました。とても心配な状況です。これ、どういうように職員管理というか、健康の管理もそうですし、それは心身ともに、どのような手だてを打っておられるのか。この職員管理については副町長の中口さんが担われる分野かなというように思うのですよね。それでお聞きしたいというように思います。

町として、正職員を増やす努力をされていることは承知しておりますけれども、新規採用で来ていただくというのは、とてもありがたいことだというように思うのですが、すぐにいろんな分野で即戦力になる方が来られるということは、数は多くないわけですね。社会人採用なんかもされていますから、そういうことに、すぐに実践的に力を発揮できるという方もおられるでしょうが、育てていっていただかなければならないということもありますので、やはりしっかりと教育も含めて、体制を整えて迎え入れるということが必要だと思うのですが、そうになっていないのかなというように非常に私は不安を感じています。職員管理等について、改めて中口副町長に、この点についてはお聞きしたいと思います。

それから、マイナンバーカードの問題なのですが、私は、マイナンバーカードなんかは、別に普及しなくてもいいというように思っていますけれど、先ほど答弁の中で個人情報について、ほぼ守られるだろうという答弁でした。ほぼではダメなのですよ、これね。絶対に漏れてはいけません。そういうつもりでやっていただきたいということをまず一言申し上げておきたいと思います。

それから、国は、このマイナンバーカードの普及は、もう本当に物すごく必死でやっていますわね。というか、やろうとしていますね、改めてね。先ほど交付数のこととかお話しになりました。3月1日現在で、岬町では2,870枚が交付されている。交付率については18.1%ということになっておりました。総務省が掲げている今後の岬町の交付の目標についてはどのようになっているのか、時期、店舗とか割合、枚数について、ここで改めてお聞きしておきたいと思います。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 PCBの件についてお答えさせていただきます。

PCBの含まれている安定器等につきましては、施設から取り外して、まず人の入らないところで、ケースに入れて保管するということが定められていますので、ケースに入れて、役場の地下に保管させてもらっているということです。処分期限が来た段階で指定の処分業者に引き渡して、処分していただくということになっております。

まず文化センターにつきましては、処理施設のほうから令和2年度に受け入れ可能ということを知っていますので、令和2年度の当初予算では計上させていただいております。

学校施設分につきましては、令和2年では難しいということで、令和3年度の予定ですが、処理施設側の都合で、ずれる可能性もあるかわからないですけれども、令和3年度で予定しております。ただ、処分が令和3年3月31日までに処分することなのですから、届け出を行っておれば、法的にクリアしているということで回答をいただいております。

反保委員長 中口副町長。

中口副町長 中原委員からご指名ですので、私のほうから答えさせていただきます。

詳細というか、中身については先ほど廣田理事から報告したとおりでございます。我々が入ったところは終身雇用というか、そういうここに入ったのだから一生いくというのかね、そういう精神論ではないですけれども、そういう状況もございました。先ほど言いましたように、廣田理事から報告したように、退職に当たっては3種類あるかと思えます。寿退社、自分の将来を考えての退職、それと休職者があります中で病休ですね、病氣療養による、もう見通しというか、気分を変えて療養するというか、そういう3種類があるかと思えます。今回、岬町においても、そういう3種類の方々がおるという現実もございます。

一方、やはり面接官として採用にあたっての注意事項でございまして、あくまでもナイーブなところまでは、ちょっと入り込めない状況もございます。そういう中で、役場にせっかく入ったのだから、そういう早期退職ではなくて、いろんな分野を頑張ろうという意思を確認した面接も今現在、以前からも行っているところでございます。その辺、状況を十分踏まえて今後、職員の管理と申しますか、職員指導にあたっていきたいと思えます。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 マイナンバーカードの交付の目標でございますが、国は、4,000万枚をまず目標にしているということで、今回のマイナポイントのポイント還元の事業を行うわけでございます。それで、マイキーIDの設定は非常に、先ほど49名ということで申し上げまして、非常に少ないところでございますが、1週間で大体、全国で2万人ぐらいのマイキーIDの設定の申込者がございます。

その割合でいきますと、ペース的には今のところ非常に少ないところでございますが、テンポとしては、それぐらいの今現在はペースでございます。ただ、4月以降は広報等により非常に、ポイントの関係で非常に、今までとは異なったペースで、マイナンバーカードとマイキーIDの設定の申込者が増加すると見込んでおります。

反保委員長 中原委員。

中原委員 PCBの処分にかかわってのことはわかりました。

それで今、マイナンバーカードのことなのですが、私が聞いたのは、国、総務省ですけれど、そこから示されている岬町の目標交付枚数についてお尋ねをしました。

今お答えになった、国が4,000万枚というようにおっしゃっていたのは、2020年7月末ぐらいの時期に3,000万枚から4,000万枚を全国で発行したいというテンポで、国は目標として持っているようなのですね。

2021年の3月末ですから、来年度末には、国全体としては6,000万枚から7,000万枚を目標にしているということのようなのですよ。それを岬町に当てはめると、では果たして何枚、総務省が勝手に掲げている目標ということになりますけどね。この先、岬町では、どういう発行枚数を目標にするようにということになっているのかという、私が聞いているのは岬町のことなのですよ。

それから、先ほど答弁の中で1週間に2万人の申し込みと、マイキーIDについてお答えになったのですが、それも全国の数値のことをおっしゃっているのですね。それはそうですよね。岬町でそんなに申し込みないわ。失礼しました。

マイキーIDの申し込みのことはいいのですが、ちょっとマイナンバーカードの発行のテンポと伺いますか、それについて改めてお聞きしたいと思います。

それから、職員の方の退職について、中口副町長からお答えをいただきました。主に三つの理由があるということでお聞きをしました。それでは、もう少しお聞



きするのですが、私もね、この件、余り突っ込んで聞くのは気が引けます。お答えになるのもお答えにくだらうということも承知いたしますが、この事態が今後広がっていくようなことがあったら、絶対ならないわけですよ。これ住民サービスにかかわりますのでね。

また、それぞれお一人お一人の大切な人生にもかかわってくることでですからね。やはりこれは、いい形で次の進路にということであれば、それは望ましいことなのです。ですけれど、そうでないとするならば、これは絶対に解決しなければならないし、二度とそういう事態を生んではならない重大な事態だということに私は思っているのです。

それでお聞きするのですが、3種類の退職の理由がある、自己都合退職の理由があるとおっしゃいました。その3種類それぞれについて、今年度7名の方は何人ずつというように見ておられるのか、お聞きしたいということと、それから、今後の対策の問題です。管理とか指導という言葉が使われて、そういう言葉になるのでしょうか、私は、やはり全体としては業務量が多い中で、どのように新しく入ってくださった方の成長を支えるのか、どのように教育を進めるのか、そういう教育と援助にあるというように思っているのですが、このような事態を、このようになって、7人みんなが思わしくないことによる退職とは限りませんが、そういったことを今後生まないために、どういう対策を打っていくのか、そのことについて何かお考えがあれば、お聞きをしたいと思います。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 7名の退職理由につきましては、進学をされた方が1名、結婚退職される方が1名で、ほか新しい仕事を見つけるという方が3名、あとの2人に関しましては、うちの職場が合わないということで、そういう形でやめております。

反保委員長 中口副町長。

中口副町長 今、内訳については、そういう状況の中で、やはり大切な職員、せっかく岬町に入ったのですから今後も、先ほど言いましたように、今後、職員の健康管理も含めて、管理に努めていきたいと。日ごろ町長においては、法令遵守を言うのですが、やはり今までの環境から一遍に法令等々から拘束されるというのか、その辺がちょっと今の若い方々が慣れにくいというのは正直、私の印象です。

が、やはり公務員ですから基本的には町長の申しているように、法令遵守を取り扱っている公務員として、職員に、頑張ってくれということは毎年毎年、職員訓示として言うているように、その辺を今後も公務員なれというか、公務員になれるように指導していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 マイナンバーカードの岬町の交付の計画でございますが、令和3年3月末までに7,470枚で、交付率が47.2%という数字を出しております。これは国の計画に準じて出した数字でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと中口副町長のご答弁の中で、私よくわからないことがあるのですが、法令遵守が、若い方がなれにくいって、具体的にどういうことなのでしょうかと、いうことを聞きたいなと。

それから、マイナンバーカードについては、私は、この数は、何か総務省が勝手に考えているのですが、むちゃくちゃな数だというように思っていますよ。余り無理に、自主的にこの目標を立ててやるのだというならまた別ですけど、ちょっとこれに無理に合わせていく必要ないかなというように私自身はね、思っています。あなた方が、そうだとは言えないでしょうから。ただ、この目標の達成にこだわり過ぎるのはいかがかなと、いろんな意味で、そのように思います。ちょっと感想的に申し上げるにとどめたいと思います。

今の中口副町長の「若い方がなれにくい」、私はもう若い方じゃないと思うから、若い方が何になれにくいのだろうか。具体的にどのようなことなのか、教えてほしいのですが、お願いします。

反保委員長 中口副町長。

中口副町長 具体的にと言われても、これだというのは正直ないのですけれども、あくまでも私の印象かもわかりませんが、先ほど出口委員からも同様の質問があった中で、今の若い職員を見ていると、日ごろ家帰ったら何しているのかと言うたら、もうすぐにテレビ見て、ゲームしているという毎日かな。それで、私個人の孫を見ていると、もう何というか、相手がテレビ、ゲームという状況の中で、やはり自己の孤立というのですかね。そういう状況がやはり根づいているのかなということもございましてね。そのような環境ではなくて、やはり広く視野を広げ

てもらいたいという意味を込めて言うたところでございます。

それで、一方、うちの今、それぞれの部、課においても、ある職員が休んでいたら、その職員がいないから、ちょっと事務がわからないとか、そういう住民さんからの返事を聞く中で、各部においては、その法令遵守に基づいて要綱とか要領とか、基準があるはずだと。そういうのを早急に定めよう。これは日ごろ町長が言うてることなのですけれども、担当がおらなくても別の者が、その要綱、要領を見たら、仕事の手順がわかるというように、各部においても徹底するように以前から言うているのですけれども、その辺も含めて考えると、先ほど私の個人の印象かもわかりませんが、そういう言葉となりました。

反保委員長 中原委員。

中原委員 そうですか。「若い方がなれにくい」という言葉はどういうことだったのかというのは、ちょっとわかりませんでしたけれども、何でしょうね、世代によって時代的な背景も違うし、受けてきた教育も違うし、育ってきた環境も違うし、すごく違いがあるということなのだと思うのですね、一つはね。

最初におっしゃった、我々が入ったころは終身雇用が当たり前だった、それは男性に限られたことだったと思いますけどね、ほとんどね。ただ、公務労働につかれる方は、役場の職員だけではありませんけれども、随分以前から女性であっても終身雇用的というか、民間と比べて、やめられる、途中で退職されるという数は少ないというのが公務労働の分野だというように私は思っているのですね。

それで、世代によつての違い、中口副町長のお年から見て若い方、年齢が随分開きがあるので、わからないことというのはある。若い、若いのですね。失礼しました。若いのでしたら若い子の気持ち、わかるのと違います。

中口副町長 気持ちは若いつもりです。

中原委員 それが大事だと思うのですよ。わかろうとする。違いがありますから、それは年代だけに限りませんが、もう個性、みんなばらばらなので、違いについて理解しようとする姿勢がすごく大事だと思うし、ちょっとね、今言っていた要綱とか要領とか、いわゆるマニュアル化だけでは、すぐ対応というのは難しいと思います。できないことではないと思いますけれど、目の前に相談しに住民さんが来られてね、自分が初めて聞かれたことを「ちょっと待ってください。マニュアル調べて答えます」、そんなことしたら失敗しますよ、はっきり言って。

こうかな、ばばと読んで、間違えたことを教えて、訂正みたいなことにもなりかねないので、今、正職員を増やす努力をされていますから、そういうことは一方で続けていただきつつ、基本的には、やはりそこが抜本的な対策になるのだろうというように私は思っていますけど。

それから、もう一方で、役場の職員配置を見ていて努力されているなど思っていることはね、臨時職員の方で、ある分野に長く勤務されていて、一定の知識や経験がある、そういう臨時職員の方をその分野に配置をするという努力をね、一方でされているなどというように私は見て思っているのですよ。

そういった方々がおられなかったら、この課は回っていないよなというところが実際にありますわ。だから、いろいろ努力されていることも見ているし、そういう臨時職員の方の力の発揮については感謝するところなのですが、そこにいつまでも頼ってられるような状況ではない。今回の7名の自己都合退職というのは、私はちょっと、もう異常事態ぐらいに思っているのと違うのかなと思っています。もう本当に何とか解決できないかなって、もう胸がつぶれる思いなのですわ。

ですので、先ほど理由について、いろいろ説明をいただきました。望ましいやめ方であるならいいのですが、そうではないとするならば、その理由や原因について、やはりよく調査もしていただきたいなというように思います。調査することなしに対策を打つことはできませんから、原因をやはり明らかにしてほしいというように思うのです。そのことについて何か努力していただけることがないでしょうか。

反保委員長 中口副町長。

中口副町長 中原委員も言われたように、また、出口委員も言われているように、職員一人一人個性ある中で、その辺、調査しまして、職員指導に努めてまいりたいというように思います。

反保委員長 ほかがございませんか。

出口委員。

出口委員 すみません。ちょっとまた再度ね、申し訳ないけれども、マイナンバーカードの件で、先ほど松下課長から、令和3年の3月末までに7,470枚の登録をしていただきたいという目標を聞かせてもらいました。目標は高く掲げるのは、そ

これは目標でありますけれども、実際、今の岬町の人口1万5,600人ぐらいですか、その中でね、高齢者から始まって小学生、幼児までおるのです。そういう中でこの50%弱の、この目標を実際に私、中原委員が少ないほうがいいのかなというお話していましたが、実際にこれ目標立って完遂できますか。その辺の松下課長の方法論を聞かせてもらえたらありがたいなと思います。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 確かに47.2%という数字は非常に高い数字でございまして、岬町、出口委員おっしゃられましたように高齢者が非常に多いということで、わざわざマイナンバーカードをつくるという方もそんなに多くはないと思われま。ただ、目標は目標で高く設定しまして、実際のところは国の大体35%程度ぐらいかなというような枚数ではなかろうかというように思っています。

出口委員 もうあまり質問を多くするといけないのですけれども、今の最初の目標設定と今またお話しいただいた件数が大分減少しておりますけれども、私はその対策論、どうようにしてその7,470枚の対応をして、方法論を聞きたいと言っています、対策方法。

反保委員長 西部長。

西総務部長 マイナンバーカードにつきましては、国の施策に基づいて推進しているので、なかなか町独自で取り組める手法というのはないかなというところでございます。その中で国のほうからいろいろ交付金いただきながら、一つは、取得しやすい環境を整えるということで、昨日の厚生委員会の中で、住民課のほうからの説明もあったように、タブレット端末を導入するとかですね。受け入れの取得のしやすい環境を整えるということが一つございます。

それとあわせて、出口委員がおっしゃられた、その取得したメリットのほうですね。それが今回のマイナポイントの付与という中の一つでございまして、そのほか今動きとして、健康保険証がマイナンバーカードで対応できるということで、公務員も健康保険証がもうマイナンバーカードに切りかわるということで、今後進んでいくというような動きがございまして。

将来的には恐らく運転免許とか、そういう公的証明がこれにかわってくるということになってくるのかなと考えておまして、そういうメリットが広がることで、将来的には取得率が高まっていくであろうなとは考えておるのですけれども、

ただ、短期間でやはり半分の取得というのは、ちょっと現実的には高い目標かなというところで、ただ、国のほうがそういう推進を進めているということでございますので、我々としても国の目標を達成できるように、できる努力をさせていただきますということで、少しでも取得枚数を増やしていく努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

反保委員長 出口委員。

出口委員 部長の説明はよく理解できましたが、ただ、私、冒頭に言わせてもらったように、1万5,600人の中で実際、もう我々70代になったら人間が、あと何年もつかわからない中と幼児がいる中でね、この目標設定は非常に難しいのではないかと。だから、確実な目標設定を立てるほうがいいのではないかなというように聞かせてもらったので、部長のおっしゃる、将来的に健康保険も、このマイナンバーでいけると、免許証もいけると、そういうようなところをですね、住民の方々によく理解していただいて、何とか進捗率を高めていただくようお願いしたいと思います。

反保委員長 ほかがございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第3号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第3号は、本委員会におきまして可決されました。

議案第5号「令和2年度岬町一般会計予算について」、本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件におきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。

歳入。それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の5ページから11ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 6ページの普通地方交付税ですけど、私、いつでもしっかり頑張っ、増やしていただきたい、増やしていただきたいと言っているんですけど、今年度の予算は、昨年より9,300万円多い17億9,100万円と2億6,500万円ですか。これは昨年より多いのですが、普通地方交付税だけと私が思っていたんですけど、特別地方交付税と二つに分かれているということは、地方交付税と特別交付税の違いだけすみませんが、ちょっと説明願います。

それと、次は、7ページの社会保障・税番号というのが、これのシステム整備ですけど、これはどんなのか詳細に、すみませんが、よろしく。

それと、8ページの下から4行目になりますかな、基幹統計調査委託金、これもすみませんが、少し意味がわかりませんので、事業者のことを調べるのかなと思っているのですけれど、どういう作業をするのか、よろしく願います。

これで結構です。3点、伺います。

反保委員長 内山課長。

内山財政改革課長 普通交付税と特別交付税の違いですけれども、まず、普通交付税のほう一般的な財政需要に対する財源不足額に対する交付ということになっております。この財源不足ということですが、基準財政需要額というものがございまして、こちらが標準的な行政を行うために必要な金額ということになるのですが、これに対して基準財政収入額というのがあるのですけれども、こちらが標準的な収入ということになりまして、それらを差し引いた額が財源不足額ということになりまして、これが普通交付税ということになります。

特別交付税ですけれども、特別交付税のほうは普通交付税に対しまして、普通交付税で措置されない個別緊急的な財政需要に対するものに対して、交付されるというのが特別交付税ということになります。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 まず、7ページの社会保障・税番号システム整備費補助金でございますが、これは、社会保障・税番号システムの間サーバに係る改修費に係る補助金でございます。改修の内容が、本番移行に向けたリハーサルを行う本番移行リハーサルであるとか、本番移行であるとか、運用・監視拠点、各種カバ線の環境を維持する環境維持であるとか、現行システムから次期システムへの移行作業であるとか、そういった内容のものとなります。

次に、8ページの基幹統計調査委託金でございますが、こちらの内容でございますが、経済センサス調査区管理市町村交付金というものが1万円、令和2年国勢調査が911万7,000円、令和3年経済センサス活動調査準備経費が27万1,000円、2020年の農林業センサスが1万1,000円、令和2年工業統計調査が8万1,000円で、合計949万円で予算を見込んでおります。

反保委員長 和田委員。

和田委員 最初の特別地方交付税は、緊急に何か要ったときの交付金と聞いたのですが、それでよろしいのですか。緊急に何か要ったときの特別交付金。

反保委員長 内山課長。

内山財政改革課長 先ほど申し上げました、緊急のそういう財政需要なのですけども、例えば地震でありますとか、台風でありますとかからの災害復旧費などが対象になっております。

反保委員長 和田委員。

和田委員 次に、社会保障の聞きましたが、何か少し難しいのでわかりませんので、また後で個人的に聞かせてもらいます。

それと、最終も少しわかりにくいところもありましたので、これも後でまた個人的に聞きたいと思います。

反保委員長 よろしいですか。

和田委員 結構です。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 2点お聞きしたいと思います。

資料の6ページの一番上、ゴルフ場利用税交付金ですね。この内容について説明をお願いします。



反保委員長 内山課長。

内山財政改革課長 こちらですけれども、岬町に所在しているゴルフ場に係りますゴルフ場利用税というのがあるのですけれども、こちらの10分の7の相当額が大阪府より交付されてくるということになります。大もとになっているゴルフ利用税なのですけれども、標準税率が、こちらにつきましては800円となっております、大阪ゴルフのほうは令和元年度で1,000円、岬カントリーのほうは800円ということになっております。これらが大阪府のほうで徴収されまして、先ほど申し上げました割合ですね、10分の7相当額が岬町のほうに交付されてきているというような交付金ということになります。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 二つのゴルフ場を利用した人からの利用税ですね。その10分の7がこの岬町に入ると思いますが、大阪ゴルフと岬カントリークラブですけど、特に岬カントリークラブに、ゴルフ場に入る際に町道があるのですね。町道があって、それでゴルフ場の敷地内に入っていくのですが、大阪ゴルフは全部自分とこなのでね。

何言いたいかといいますと、その進入路でね、あそこね、草がもう両方から茂ってきてね、車が通りにくいというのがよくあるのですよね。私もたまにゴルフ場に乗り入れするときにも感じますし、また、住民からもよく聞く苦情なのです。もともと狭い道路でもありますし、また、曲がりくねっている道路でもあります。見通しが悪い。そこへ草が両方から茂ってきて車が、対向が難しくなるのですね。実際に事故も起こったりしていますね、あそこでね。なので、ちょっとその町道の分だけでも町の管理としてね、草刈りなんかをね、きちんとしてらどうかと思います。

というのは今、町としても人口増加ね、するのが一番いいのですが、その前提として交流人口を増やそうと、観光人口を増やそうということで、岬町にどんどん人を呼び込む、今その施策していると思うのです。これ、ここも一つそうですよ。せっかく他市町から岬町へ来てくれているのだけど、何やここ、ちょっとこのぐらい悪いなど、来るのやめておこうかとなってしまったら元も子もありませんよね。その辺のところ、ちょっと気をつけてやったらどうかと思います、その辺の対策はいかがでしょうか、

反保委員長 西部長。

西総務部長 大阪ゴルフへ入る進入路につきましては、町道、町有地等の用地もござい  
ますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

進入路につきましては一応、定期的な草刈りをさせてはいただいております  
けれども、なかなか十分な対応ができてないところもございまして、時にはカン  
トリーさんのほうからもですね、ちょっと茂ってきたので、また刈ってもらえま  
すかというお話をいただいて、刈らせていただいているという状況でございます。

カントリーさんとも情報を密にさせていただきまして、そういう状況になって  
くれば、すぐに対応させていただきたいと考えております。また、道路担当のほ  
うにも定期的な草刈りを再度、お願いをさせていただきたいと思います。

反保委員長 坂原委員。

鈴木局長 先に訂正が必要と思います。

反保委員長 西部長、今、答弁で、岬カントリーと大阪ゴルフと、ちょっと間違っていた  
のではありませんか。答弁やっていましたけど。一番最初。

西総務部長 ちょっとごめんなさい。私、言わせていただいたのは、町道の部分と町有地  
が絡んでくるのでということで答弁させていただいたかと思うので、大阪ゴルフ  
ではなくて、岬カントリーに行く進入路については、町道の部分とそれと町有地  
が絡む草刈りがございますと。

反保委員長 だから、最初の岬カントリーが大阪ゴルフというような。

西総務部長 すみません。申し訳ございません。岬カントリーの誤りですので、訂正させ  
ていただきます。

反保委員長 はい。

坂原委員。

坂原委員 観光で力を入れるというのであればね、それぐらいのことは当然すべきと思う  
ので、ただし、しょっちゅう確認しに行ったりは難しいと思うので、せめてそう  
いう連絡が入った場合は、早く対応してほしいというように思います。よろしく  
お願いします。

それから、もう1点ですが、資料の11ページです。

船の件です。海上サイクルルート利用料、広域サイクルツーリズム事業負担金  
と二つ項目があります。この2項目について、ちょっと説明をお願いします。

反保委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 まず、船に係る歳入としまして、大阪湾をつなぐ広域サイクルツーリズム事業全般に係る歳入をご説明させていただきたいのですが、委員ご質問の11ページのほかに、7ページを見ていただきまして、7ページに地方創生推進交付金（広域サイクルツーリズム事業）としまして1,474万1,000円、これは本事業に係る岬町に対する交付金でございます。

次に、ご質問の11ページ、サイクルルート利用料1,374万4,000円、これは乗船料収入となっております。

その下段の広域サイクルツーリズム事業負担金1,100万円、これにつきましては洲本市から岬町に納入される負担金となっております。この1,100万円のうち400万円は洲本市に交付される地方創生推進交付金でありまして、岬町の負担776万8,000円と合わせて、総事業費が4,725万3,000円、この額の全てが岬町に集められまして、事業を実施するものでございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 今説明のありました、海上サイクルルート利用料ですね、乗船料ということですが、今年令和2年度もこの事業を続けるということで、その稼働日数は大体、ほぼ同じかなと。また、土日祝で運営するというように聞いております。

この乗船料の算出なのですけどね。これは、要は前年度の実績をもとに算出したものか。あるいは、3カ年事業予定ということで最終年度になるわけですね、令和2年度がね。それでこの乗船客、利用者の増加を図るために、何かまた新しい取り組みとか考えておられるのか、ありましたらお聞きしたいと思います。

反保委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 令和2年度の運航に関しましては、令和2年5月2日のゴールデンウイークの開始日から11月3日の合計68日間、土日祝の運航で予定しております。

乗船目標者数ということで1万1,000人。今年度は9,500人ございましたので、同程度の運航期間において1万1,000人を目標数値とさせていただきまして、これを、昨年度の大体の1人当たりの乗船収入を割り戻しますと、1,246円が1人当たりの乗船料収入を計算させていただきました。

今年度は9,500人の乗船であったわけですが、ちょうどゴールデンウイーク

クは乗船者数も順調に伸び続けておったところですが、秋口の大型連休がことごとく台風の影響で、乗船者数が伸びなかったということで、その部分を見込んで1万1,000人と目標を定めさせていただきました。

今年度の新たな取り組みとしましては、昨年度まで行った取り組みは当然、今年度も実施するというので、昨年度実施できなかったイベント等がございますので、それは間違いなく実施するというのと、船の中でWi-Fi環境が整えられたりとかということ、いろいろ思いつくことは全てやっていきたいと思っています。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 最終年度ということもありますので、しっかりとできること、思い浮かぶこと、やれることは全てやって、利用者、乗客を増やす努力をしていただいて、何とか後につながる事業にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

反保委員長 辻下委員。

辻下委員 すまないけど、1点だけ聞かせてほしいのですけどね。10ページ、繰越金、諸収入、給食センター職員等給食負担金877万6,000円とあるのだけでも、これは学校の先生の給食代かな。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 おっしゃるとおり、職員の食数となっております。

辻下委員 学校の先生ですね。

松井学校教育課長 はい。負担金となっております。

辻下委員 はい。ありがとう。

反保委員長 よろしいですか。ございませんか。

中原委員。

中原委員 同じ6ページの普通地方交付税についてお尋ねをいたします。

ここの数字の中に、みさき公園の関係で算定されているものも含まれるというように考えていいのかについて、お尋ねをいたします。

といいますのが、みさき公園の公園用地が岬町の手に入るとするならば、減収ということになりますから、その固定資産税がね、減収ということになりますので、その減収分の75%が普通地方交付税として歳入されるという説明を以前から聞いておりました。それも、この中に入っているというように考えていいのか

どうかをお尋ねしたいということと、それから、今のことにかかわって、5ページに固定資産税が記載されておりますが、ちょっとどこに当たるかよくわからないのですが、みさき公園用地、南海からいただいていた固定資産税は、来年度については減らすという格好での予算計上となっているのか。

その点をお聞きしたいということと、それから、先ほどの答弁で、深日洲本ライナーのことをお答えになられていました。その中で、総事業費を4,725万7,000円とおっしゃったと思うのですが、ちょっと先取りので申し訳ないのですが、深日港活性化・空港対策委員会の資料によると、ちょっと総事業費が違うのかなと思うのだけど、何が違うのだろうかと考えています。そのあたりについて、あまりここで聞くのもね、せっかく特別委員会作っているのになとかも思うのだけど、ちょっと食い違いがあると、よくわからなくなるので、この機会にお聞きしておければなと思います。

それから、もう1点なのですが、委員会資料8ページの、先ほど和田委員がご質問になられた統計調査費のことなのですが、「基幹統計調査」という言葉が記載されていて、歳出の要は予算書でもね、この「基幹統計」という言葉が使われているのですが、「基幹統計」という言葉に、あまりなじみがなくて、これ、以前からそういう言葉があって使っていたというように考えたらいいか、教えていただきたいと思います。お願いします。

反保委員長 内山課長。

内山財政改革課長 私のほうからは、普通交付税の件につきましてご説明させていただきます。

普通交付税の算定の都市公園に係る基準なのですが、こちらが面積になります。令和2年度の交付税の見込みにつきましては、みさき公園につきまして、現状のままの面積で見込んでおります。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 先ほどの固定資産税の算定、予算の歳入に、みさき公園の税額が入っているかどうかというご質問だと思うのですが、こちらにつきましても現状のまま算定させていただいております。

反保委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 深日洲本ライナーの運航に係る総事業費としましては、4,7

25万3,000円となります。これは、深日港特別委員会の数字と違いが多分、76万8,000円生じるかと思うのですが、そこに記載させていただいてますのは、洲本市の負担が700万円、岬町の負担が700万円ということで書かせていただいているのですが、今回、予算計上では、広域サイクルツーリズム事業費という一つの事業名がありまして、その中には政策担当の通常のコピー代ですとか、あと旅費とか、そういうものも含まれていまして、純粋に深日洲本ライナーの運航に係る部分だけを切り出させていただいたのが、特別委員会の資料の予算書の中身となっております。

反保委員長 西部長。

西総務部長 みさき公園の税金の件で、少し補足をさせていただきます。

課税につきましては、1月1日が課税の基準日となりますので、1月1日に所有されている方が、基本的には課税負担をいただくという考え方になっております。その関係で今、阪本理事のほうからありましたように、今回の予算の中では、みさき公園の課税分を含んだという予算の計上となっております。

ただ、南海さんとは、4月1日に土地を岬町に譲渡いただくということで今、協議をさせていただいておりますので、土地の税の負担については今現在、どういう割合で負担いただくかというのは協議をさせていただいているところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今、西部長からお答えをいただいた南海との税負担の、協議中であるということでもありますけれど、それにかかわって、最終日にならないとというか、基本協定の案を見せていただかないと、いつから土地が岬町に、所有者が移るのかということについてもよくわからないこととなりますけれど、南海が4月1日からは公園用地、ゲートから中については立入禁止というか、入らないようにしてほしいという姿勢が強いようであることは、これまでの答弁でお聞きしているのですが、もしそうなるとしたら、持ち主は岬町になります。だけど、誰も入れないで、何もしないでくださいとなったら、そこはどうなるのか。固定資産税で取るというわけにはいきませんので、例えば使用料とか、立ち入り料とか、何かそういういただくべきものが出てくるのかしら。まあ、いやらしい話まで考えるけどね。

いや、だってね、私は、ずっと開けておいたら何とかできないかということをして

主張しているわけです。開けていることによって、にぎわいづくりもそうだし、金額の高はわかりませんが、幾ばくかの経済的な効果というのは考えられるわけでしょう。みさき公園そのものもそうだし、あの周辺の、例えばコンビニとか道の駅とかそんなところだって、いわゆるお金を落としてもらうことが考えられるわけです。そういうことが閉ざされるわけでしょう。だから、岬町にとっては不利ということになりますよね。ちょっとそれに対して何か見返りがあってもいいのと違うのかと考えるのが私のいやらしい頭の中なのです。だから、歳入でそういうことは考えられないのかなということ、このことにかかわってお聞きをしたいなということなのです。

それから、さっきね、基幹統計調査ということをやったけど、それはまた、歳出のところで聞きますから、いいです。お願いします。

反保委員長 西部長。

西総務部長 考え方の違いかと思うのですが、例えば、我々としては4月1日に土地の譲渡を求めておりますが、逆に言えば、南海が来年の4月1日にすれば、税金は払うけども、土地はそのまま持つておくということになってまいります。どこに重点を置くかという考え方になってくると思うのです。我々としては、できるだけ早く町の土地にして、町の公園として次の計画をつくり上げたいと。そのために4月1日ということをお願いをしております。

もし例えば南海の立場に立てば、使用料も払うのであれば、そうしたら、もう一年間閉めさせてもらうのであれば、それなら来年の4月1日に土地をお渡しするという話になるかと思えます。そうなれば我々としては、町の公園としては、来年の4月1日以降でないと町の公園となりませんから、次の公園計画をつくらうと思えば、来年の4月1日以降でないと動けなくなるという問題も生じてくる。そのあたりを考えた場合に、町にとってどちらが得策かということになってくるかと思えます。それはまた南海さんとの協議とかの中での議論になってくるかと思えますので、その点につきましては最終日までに、基本協定のほうを提出させていただいて、町の考えなりをご説明させていただければと思います。

反保委員長 中原委員、よろしいですか。ほかございますか。

出口委員。

出口委員 すみません。私、毎年聞かせていただきますのやけども、また阪本理事、よろ

しくお願いいたします。

もう和田委員からも言われましたけども、滞納繰越分でございます。5ページでございますね。町民税が751万4,000円。同じく、法人のほうでは27万円ですね。それと固定資産税、これが、滞納繰越分が1,552万8,000円という形で、そこへ自動車税が97万円か、そういう形で、これ多分、毎回同じ質問と同じまた回答をお願いしていますのやけども、今現在、超過課税での0.1%、約8,000万円の超過課税がかかっておりまして、この滞納繰越分が、その約4分の1の対応繰越分がございます。

そういう中でね、阪本理事は、筆頭に、いろいろ回収に努力をされているのは私もよく理解しております。そういう中で、ただし、これはもう多分ね、ほとんど焦げついた分であって、いつも最終の回答の答えは、分納でお願いし、1円でも多く回収しますという答えが返ってくるであろうと思いますが、もう少しその詳細を教えてもらえませんか。焦げつきで、もう古い金額が多分、この中で50%近くあるのではないかなというように私はとらまえておるのですけれども、その辺の詳細をお願いしたいのと、阪本理事も軽四の件でも私が、ここにこういう形でずっと放置している車にナンバーがついているよという話をさせてもらったら即、もう対応していただいて、もうその税金のナンバーを、廃車していただくというような努力も、よく私も目で見えておりますのでね。その辺もよく理解できますが、できる限り超過課税が早くなくなるようにですね。これを何とか滞納分を、回収をお願いしたいということで、その辺の方法論と今の状況をお願いしたいと思います。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 いつもご質問いただいてということで、おっしゃっていただいています。私どものほうにつきましては、年間計画を立てまして集中的に、特に取り組む期間等も設定しまして、年3回は必ず臨戸しまして、それ以外にも随時、臨戸訪問は行っております。現在も滞納の部分につきましては、臨戸訪問を實際行っているところがございますけれども、現在、1月末現在で滞納の繰越額につきましては、調定額ベースでいきまして1億1,470万円となっております、このうち収入済みが1,770万円を差し引き、未納額につきましては9,700万円となっております。



この未納額のうち分納誓約、差し押さえを合わせて、先ほどもちょっとお話されていましたが、これを含めまして7,560万円となっております。未納額に占める割合は77.9%となっております。あと、交渉の部分も含めまして2,100万円程度ございますけれども、割合にして約22%となっております。

分納誓約、差押えにつきましては、毎月、分納を履行していただいているかどうかというのを確実に確認して行っているところでございます。分納が履行されていない方につきましては電話入れて、もしくは、訪問するなりさせていただいております。

なお、分納不履行等がございましたら、最終手段というような形で通知もさせていただいて、差し押さえ等で債権等を押さえさせていただいて、換金するなりを行っております。

今後の方針としましても、適正な課税に対する公平性の観点から、平等な徴収に努めてまいりたいというところでございます。具体的には、今までやってきたことは確実に実行しまして、ご指摘いただいております、凍りついている部分につきましては、適正な処理ができる分については不能欠損等適正な処理を行いますけれども、なお徴収できる部分もある部分は引き続き、分納等で引き続き納付を促していきたいというように考えている所存です。よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

反保委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。もういつも阪本理事の努力には、もう感謝をしております。そういう中で、今の中でも約12.1%の今現在の回収率がございまして、これをできる限り4%、5%増やしていただいて、来年度には、その繰り越しが20%、30%ぐらい減るようにですね、努力をしていただきたいと要望いたします。ありがとうございました。

反保委員長 ほかがございせんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表をあわせてご覧ください。

まず、議会費について、予算書の54ページから57ページをご覧ください。  
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで、議会費についての質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。

予算書の56ページから81ページをご覧ください。

ただし、64ページ、65ページの目6交通安全対策事業費、74ページから77ページの項3戸籍住民基本台帳費は他の所管ですので、除きます。

それでは、質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 すみません、69ページの報酬の中に、いじめ問題対策連絡協議会委員の報酬がございますけれども、この報酬に関しては、別に質問ではございません。今現在、岬中学校のほうで、多分いじめ問題で登校拒否が多分、私の聞いた範囲では、十三、四名おられるのかなというように、それは、登校拒否の場合は、大体1カ月ということに登校拒否というようになっていますが、そういう中で教育のほうでは、いじめ問題に関して、どのような問題点をですね、会議をされているのか、福井課長のほうに一度お聞きしたいと思います。

私、今、福井課長と思ったのですが、また、教育次長でも、教育長でも結構ですよ。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 いじめ問題についての、ご質問ですけれども、現在把握しておりますのは、平成30年度で、小学校で約15件、中学校ではゼロ件ということで、大阪府には報告させてもらっています。

小学校では認知件数が15件なのですけれども、全て解消済みということで、現在、小学校で、平成30年度のいじめ案件については解消しているということになっております。

いじめ問題が発覚した場合は、現場のほうから教育委員会のほうにまず報告が

ありまして、現場の先生とカウンセラーさんとか、ソーシャルワーカーさんと調整しながら、解消に努めていっているということになっております。

反保委員長 出口委員。

出口委員 今、澤次長の内容では、小学校では15件と。中学校ではゼロ件と。ちょっと私の情報ではね、中学校で十四、五件あるのではないかとというように情報を得ていますが、そういう中で特に、登校拒否は大体1カ月、三月であったらひきこもりというように、私もいろいろ情報をとっていますが、中学校ではないですか。中学校、大分問題になっているようですけども、その辺と同時に、もし中学校に、たしか十四、五名であったように、15名か十四、五名かわかりませんが、あるように聞いていますが、そういう中で、これから登校拒否にあたる生徒の方々を、どのような教育方法で、どのような場所で指導していくかということですね、教育委員会のほうでどのように考えているのかということをお聞きしたいです。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 いじめ件数につきましては、先ほどの報告のとおりですけれども、それとは別に、不登校の報告がありますので、30日以上欠席された場合は不登校ということで、手持ちが平成29年度分しかないのですけれども、中学では9名ということになっております。

不登校につきまして、担当の先生と管理職があわせて、教育委員会も入りながら、内容によりましてスクールソーシャルワーカー等も入れながら、保護者、あるいは関係者と、不登校の原因解消に向けて取り組んでいるということになっております。

反保委員長 出口委員。

出口委員 これは平成29年の数字ですね。

澤教育次長 そうです。

出口委員 ちょっとその話、私ももう少し詰めていきたいので、申し訳ないけれども、令和元年、もしくは令和2年度までの実績ではないけれども、数字がわかるのであれば、後からで結構です。ちょっとその辺もう一度、再度、その数字を聞かせてもらってから、また再度質問させてもらいますので、ちょっと調べてもらえますか。

澤教育次長 不登校につきまして平成30年度もありました。中学校につきましては11

名ということになっております。

反保委員長 出口委員。

出口委員 ご無理言いますけども、平成30年度、令和元年度のその辺もまた、もう少し調べていただいて、その後からまた報告いただいてから、また質問しますので、後回しでさせていただきます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 61ページの法律相談ですけど、これ80万円。金額は、それはいいのですが、一応年間、前にも聞いたことあったのですが、一応年間、何人ぐらい来ているのかということを知りたいのが1点と、あと、ちょっと7点ほど。

61ページの危機管理課で、無線のこれは前にも予算をもう取ってたのと違うのかなと思うのですが、前と合わせたらいくらになるのか、合計を聞かせていただきたい。

次に、63ページの指定金融ですか、ここに300万円とあるのですが、これ、どういうことで要るのか、また詳細によろしく。

もう一つの63ページで、デマンドって何か聞いたようなことあるのですが、監視業務委託料、この点も詳細をお願いします。

次は、67ページ、社会保障の税番号制度中間サーバー負担金、これもちょっとわかりませんので、詳細をお願いします。

69ページのKIX泉州とあるのですが、これもちょっと意味がわかりにくいので、詳細をお願いします。

次は、73ページの固定資産基本データ、これ、岬町は固定資産の、何年かまで変えていくと思うのですが、その変えたときの税金はどういうようになるのか、もしわかったらよろしく頼みます。

次に、75ページのエルタックス、これも意味ちょっとわかりにくいので、すみませんが、よろしく詳細をお願いします。

以上、8点、よろしく頼みます。

反保委員長 答弁をお願いします。

寺田理事。

寺田総務部理事 1点目の法律相談の弁護士委託料80万円の件数です。今年度につきましては3月11日まで月2回実施しておりまして、件数が104件になります。3

月は、もう一度、3月25日に法律相談をする予定としておりまして、最大6人の方に受けていただけるようになりますので、今年度予定としましては、110件になる見込みでございます。ちなみに前年度、平成30年度は109件。平成29年度は118件となります。

反保委員長 福井会計管理者。

福井会計管理者 63ページの指定金融機関派出手数料のことなのですが、指定金融機関より当番行となった銀行に、会計課の窓口に出向してもらう人に対する賃金及び関係する経費を含めた手数料でございます。本来、地域貢献のもと、今まで無料で事務を行っていましたが金融緩和の長期化やマイナス金利の導入により金融情勢は悪化し、金融機関も経営改善計画を実施し、その中で当番行となったときに生じる経費の負担を各指定金融機関より求められたもので、計上した経費でございます。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 61ページの防災行政無線再整備工事のことをおっしゃっているとされますので、そちらについてご説明をさせていただきます。

防災行政無線再整備工事につきましては、その2ということで、令和元年度、令和2年度と2カ年で工事を実施しておりまして、令和元年度が1億1,111万円で、令和2年度が1億5,661万9,000円ということで、合計2億6,772万9,000円となっております。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 デマンド監視業務委託料について、まず説明させていただきます。

デマンドといいますのは、電気料金制度を抑えるために設置するデマンド値を監視する装置を設置して行う業務でございます。これをデマンド値というのですが、それを予測して目標値を超えると予測した場合、警報が鳴る仕組みとなっております。警報が鳴ると空調機を手動で制御し、デマンド値を抑えることとなります。

現在の電気料金制度は契約電力で決まる基本料金と電力使用量で決まる電力量料金を合わせて計算されます。デマンド値が大きくなれば、契約電力も大きくなります。このため、同じ電力使用量でも契約電力が大きくなれば電気料金が上がってしまうこととなります。つまり、一回でも大きなデマンド値が出ると一年間

はそのデマンド値が適用されるものとなります。電気料金を削減するためには、契約電力を低く抑えることが有効な手段となり、また、デマンド監視によりデマンドを抑えることは使用電力量の削減にもなり、省エネを実現することとなります。以上がデマンド監視システムの説明でございます。

あと、もう一点ですが、社会保障税番号制度中間サーバ負担金ということなのですけれども、これにつきましては、自治体中間サーバのプラットフォームの利用に係る運用経費でございまして、地方財政措置要求分については、人口1万1人以上、10万人以下の負担金として、292万2,000円。国費措置要求分については、人口1万1人以上10万人以下の負担金は326万7,000円という額が示された額ということになっております。中間サーバといいますのは、マイナンバー制度で自治体が他団体との間で符号を用いて情報を連携するために利用するもので、自治体が保有する住民の情報は、国が運営する情報提供ネットワークシステムを介して、国や他団体もつ情報と連携させます。自治体の業務システムを情報提供ネットワークシステムに直接つなぐものではなく、この中間サーバを仲介するというので、中間サーバが必要となってきます。

反保委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 KIXと書きましてキックスと読むのですが、KIX泉州ツーリズムビューロー負担金についてご説明させていただきます。

まず、この団体ですが、泉州地域の稼ぐ力を引き出すとともに、観光地経営の視点に立った、観光地域づくりへのかじ取り役としまして、さまざまな観光戦略を行うために、平成30年度より設立され事業開始した団体であります。

団体の構成としましては、堺市以南、泉州9市4町の市町と関西エアポート、池田泉州銀行ほか、民間の力もお借りしております。活動内容としましては、プロモーション事業、情報発信事業、商品開発等を行っており、そのほかにも2月に行われました泉州国際マラソン。これについても事業主体となっております。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 73ページ、委託料、固定資産評価基本データ修正委託料のことでご質問いただいたと思います。

金額は565万4,000円となっております。こちらにつきましては、評価の見直しのための経費でございまして、ご存じのように、3年に一度の固定資産

の評価替えが行われているところです。今回は、平成30年に評価替えが行われました、今回の評価替えに向けての準備を行ってまいります。

ちなみに、前年度より463万円減少しておりますけれども、こちらにつきましては、元年度はこの経費プラス航空写真撮影を行っております関係で令和2年度は減額ということになっております。

令和元年、2年と準備をしまして、令和3年度の評価替えに準備をするものでございます。そのための経費でございます。

それから、75ページのeLタックス関係のご質問だったと思っておりますけれども、eLタックスといいますのは、地方税の共同機構によって運営される地方税の電子申告及び国税連携のためのシステムでございます。

よくご存じいただいているのは、今、確定申告の時期でございますが、確定申告を電子申告をされて、それを市町と国税。税務署との連携をやったり、また、年金機構から年金の天引きとかいった分をこのeLタックスという制度を通じまして、国や地方、年金機構、そして、これらをもっと展開していきますと法人からの納税とか申告等に現在使っているような状況でございます。こういうのを含めまして、eLタックスというような形で制度化されております。それに関するシステムの使用サービス料とかいうのがこのeLタックスというものでございます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 最初の61ページの法律相談で140人ぐらいあるっていうので聞いたと思うのですが、これは住民からの苦情というのはあるのかないか聞きたいのですが、月に2回やっていたらいいのと違うかなと私は思うのですが、できれば、これだけたくさんあるのだったら、月に3回でも、1回でも余計に増やしたらいいのと思うのですが、これはどうですか。

反保委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 委員、ご指摘のように、現在、月2回実施しておりますので、12カ月ありますので、月2回で1日当たり6件受けることが可能になります。一年間通して、最大144回の相談の機会があります。相談の事前受付をしていますが、今年度につきましては、最大110件を見込んでおまして、通常は、1日あたり6件あるかないかの件数になります。相談件数については、今の回数で十分対応

可能かなというところでございます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 63ページの指定金融で、岬町のこの1階にあります金融の部屋いうのですか。そこへ来ていただくのに、年に300万円要るということですか。そういうことになるのかな。

反保委員長 福井会計管理者。

福井会計管理者 今、言われた質問ですが、会計の窓口に出向してもらう人に対する賃金並びに関係する経費を含めた手数料でございます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 私は前から思っているのは、指定に来てもらうのに、そのときの経済であれですけれども、向こうは来たい。簡単に言ったら来たいというものを3で割ってこう3つのあれでしていたのですけれども、こういう人件費ってあそこで受け付けをして、お金をもらうように岬町としてはしていかなあかんということで、やはりあそこにせなあかんということですか。まあ人件費まで払って300万円までというのはちょっと私にしたら、こんなん今まで反対にくれるのかなと思っていたものが逆にいっているということ。これはもうちょっと理由。もうそれを組まないと来てくれないということですか。

反保委員長 福井会計管理者。

福井会計管理者 先ほども申しましたとおり、本来、地域貢献をもとに、指定金融機関は今まで無料で事務をさせていただきたいということでこちらのほうに協力していただいております。

しかし、現状では、金融情勢が悪化したことにより、各金融機関とも経営改善を実施するために、当番行となった場合に必要な経費の負担を各指定金融機関が求めてきたものに対して支払う経費でございます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 これは向こうの理由ですよね。こちらが何か言える理由はないのですか。普通、前はこういう中に指定金融というのはありませんでしたよね。なしでやっていた時代があるのですわ。これ何年からかな。入っていただいてやっていくようになったのですけれども、これは町長あれですか。やはりここへ入れてしていかないとやはり町としては具合が悪いのですか。



反保委員長 田代町長。

田代町長 これはほんまに委員のおっしゃるとおり、また、担当の会計理事が今答弁したとおりですね。金融機関が悪化している関係上で、当初は指定金融機関としての町からの指名を受けるために、地域貢献という形でお願いしてきた経過がございます。その後、金融機関と何度となく話をしているのですけれども、この300万円と計上していますけれども、金融機関はもっとすごい金額を言ってきているわけなのです。今、あそこで取り扱い業務をやられているうちの会計のところでもやられている賃金もそうなのですけれども、本店のほうで取り扱う業務も含めて手数料が欲しいということを各市町にずっと各銀行が要望にこられているわけなのです。それについて私どもは、今、委員おっしゃるように、今までの過去の経過からいくと、膨大な金額ではないかということはかなり強く交渉しまして、結果はまだ得られていませんけれども、あくまで300万円が限度だということを銀行のほうに3行あるわけなのですけれども、3行にお願いを今して、300万円の予算の計上をさせていただいているということなのです。

恐らく銀行としては、これで話し合いのテーブルに載ってくれるかどうかというのは少し危惧しているところなのですけれども、町としてはこれだけの金額で一つお願いをしたいという各農協、また、泉州、紀陽にお願いを今しているところです。他の市町について今調査をさせていますので、その結果がわかったら、全協または、そういった機会を設けて報告をさせていただきたいなどこのように思います。

反保委員長 和田委員。

和田委員 町長の話でわかりましたけれども、300万円て少し金額張ってましたのであれですけれども、それをやめてもらって、一応、職員があそこで受け付けしてもらっていることになっているのは、これも人件費が要ることになるのかなと思うのでやむを得ないのかなと思うけど、そんなんも考えてもらったら、ほんまのもとに戻してもらって、町でできる方法もまた一度考えてみたらなと思うのですけれども、とりあえず、町長が言っているのはわかっていますので結構です。

反保委員長 私田委員。

和田委員 固定資産税の3年に切りかえるけれども、説明を聞いたら、評価というのか、固定資産のあれが変わっても余り変わらないというのをちょっとそこを聞いたか

ったのですけれども、余り変わらないということですよ。評価替えをしても。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 評価替えで近年の流れとしましては、地価が下落傾向にはございますので、評価替えによって若干下がる傾向があるかと。3年の話ですので、ちょっと今、言及しにくいのですが、そういう傾向があるかということでご理解いただければと思います。

反保委員長 皆さんにお諮りいたします。暫時休憩したいと思います。

再開は1時半です。

(午後0時20分 休憩)

(午後1時30分 再開)

反保委員長 休憩を解きまして会議を再開いたします。

澤次長。

澤教育次長 午前中の出口委員からのご質問に対してお答えさせていただきます。

いじめ件数。不登校についての最新の数字ですけれども、令和元年12月末現在となります。いじめ件数ですけれども、小学校につきましては、7件、中学校につきましては、2件、小学校7件のうち3件につきましては解消済みで、あと4件につきましては、経過観察中となっております。中学校につきましても、2件のうち1件は解消済みで1件が経過観察中となっております。

不登校の児童生徒の人数についてですけれども、令和元年12月末現在となります。小学校では3名、中学校で8名となっております。

反保委員長 出口委員。

出口委員 その前に一言お詫びを申し上げます。実は、私、教育課長が福井課長と勘違いしてしまして、えらい申し訳ございません。それだけは特に謝っておきます。

今、次長のほうから回答をいただきまして、私、不登校といじめと両方の話を最初はいじめはという形で入って行って、不登校も兼ねてという形になったのですけれども、今現在では、小学校が3件と中学校が8件という形で回答をいただきました。その中で実は、これからそういう不登校。特に不登校。いじめもあるので、不登校が中学校で8件あるというように確認しましたので、その不登校を登校するように教育委員会のほうで何とか指導をしていってもらいたいなどとともに、その対策を考えてもらいたいと思いますけれども、実は、ちよっ

と余談になってきますが。私の有権者の陳情があったときに、40歳の男性の方が一部上場企業に行っていたのですけれども、いじめ等々があってその会社をやめたいということで相談がありまして、その後で本人も5時間、6時間かけて説得して家庭もあるから何とか再度入社しろということで説き伏せまして、その本社へ私ともども連れて行ったのですけれども、その車中で何とか本人ももう一度入社したいという気持ちで行ったのですが、だんだん会社が近づくにつれてやはり心のゆとりと精神的な余裕がなくなってしまって、最終的にその会社の門をくぐらずに、退職したということがありまして、そういう中でこれから不登校の方々を対象に何らかの対策を教育委員会のほうでは考えてもらっていると思いますが。ただ、今の例の話をさせてもらったのはなぜかといいますと、この不登校の方々もこれからすぐに岬中学校へ行くというのは非常に心のゆとりがない限り行けないと思いますので、多分、岬中学校の校門をようくぐらないのではないかとこのほうに考えますので、できましたら、公共施設で空いている場所があれば、一時的にそちらへ不登校の方々等、そこで少し精神的に心のゆとりをもたせてから、また、中学校の門をたたけるような形で対応してもらったらありがたいかなと私は考えていますので、その辺の行政の考え方を聞かせてもらいたいと思います。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 不登校生徒についての対応ですけれども、子どもの現状を一番知っていますのは担任の先生ということになります。基本的に不登校が生じた場合は、担任の先生が親身になって接して相談に乗っております。

ただ、内容によりましては、担任の先生では重い部分がある場合は、専門のスクールカウンセラーとか、あるいは、スクールソーシャルワーカーが関係する保護者の方の相談に乗っていただいて対応を考えると。

また、教育委員会としましては、ケース会議とかを開催しまして、不登校の生徒についての対応を一緒になって考えているという状況になっております。

ただ、委員のご質問にありましたように、もし学校にどうしても行けないという場合の子どもの居場所についてですけれども、今、文科省のほうでもフリースクールの推進みたいなことも打ち出しておりますので、先進事例も含めて、岬町でもフリースクールの設置が可能かどうかということ、場所も含めて調査して

いきたいというように考えております。

反保委員長 出口委員。

出口委員 できましたら、フリースクールを行政教育委員会のほうでも取り上げていただいて、できる限りそういう形で対応していただけたら、その生徒の方々も心のゆとりと精神的ゆとりができて、改善に向かうのではないかなと思いますので、一つよろしく願いいたします。

反保委員長 そのほかございませんか。

中原委員。

中原委員 会計年度任用職員についてお尋ねをいたします。

この委員会所管の費目ごとに会計年度任用職員の来年度の雇用計画については、科目ごとに確認をいたしました。それで端的に私が聞きたいことは何かと申しますと、昨日ちらっと委員会でも話が出ていましたが、会計年度任用職員制度に移行するにあたって、勤務時間を短くするようということがなされていないか。そのことが一つ聞きたいことであります。予算書を今年度と見比べて。要するに、今年度は臨時職員というように書かれているけれども、来年度予算については、会計年度任用職員何人というように書かれていますので、見比べてみましたが、人数についてもちょっとよくわからないところもあって、今年度予算までは、臨時職員を何人雇用するという人数までは書かれていませんので、ちょっとどこが変わっている点なのかについては細かくはわかりませんが、私が心配している一つは、時間が短くされているのかどうかということと、昨日発言で出てきた中身としては、そのことによって住民の皆さんにご迷惑がかかるようなことがないのか。事務が滞ることがないのかという角度があったかなと思いますけれども、その点についても不安に思うところですので、扱いがどうなっているのかお聞きしたいというように思います。

それから、会計年度任用職員制度については、国としては一応調査をして、必要な予算を地方にきちんと振り分けますということになっていますけれども、実際にそうなっているのかどうか。岬町に本当に必要な分を手当されているのかどうか。その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ聞いておきます。予算書57ページ、節1報酬の中で、町政特別顧問報酬（2人）という記載があります。これが今年度までの特別顧問報

酬に当たるものなのか。ちょっと呼び方を変えただけなのか。そのあたりについてもお聞きしたいのと。

それから、今年度の予算においては、特別顧問報酬ということで5人記載されていたと思います。金額については、年間70万円の予算でした。来年度予算については、町政特別顧問報酬ということで人数は2人。そして、金額は70万円という同じ金額が記載をされております。このあたりの内容についてご説明をいただきたいと思います。お願いします。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 まず、一つ目の会計年度任用職員の6時間勤務のお話です。

もともと毎年、毎年の予算要求、各課からのヒアリングを行っている中で6時間であったり、フルタイムであったり、7時間であったりということで、毎年業務内容を精査して決めていくような形なのですけれども、今年に関しても同じようなやり方で各課からヒアリングを行いまして、業務内容を精査して、結果、フルタイムがなくなって、基本的には一般事務の臨時職員、会計年度任用職員が統一的に6時間勤務になったということでございます。実際、6時間とした一番大きな理由としましては、結局、勤務時間差があることによって、各課からの不公平といえますか、実際アルバイト職員の勤務に関しては、6時間ではなしに7時間にしてほしいとか。フルタイムにしてほしいとか。いろいろな各課からの要望が毎年あるのですが、実際、課によってはフルタイムのところであったり、7時間であったり、6時間だったりということではばらばらということがあったのですけれども、そのあたりの各課の不公平をなくして配置に対して公平性を保つためという形で一旦6時間にしました。

それから、実際、臨時職員の中でもやはり6時間勤務のところ、7時間勤務のところ、フルタイムのところ、配置は人事担当で決めるとはいえ、そのあたりで各臨時職員同士の中でもフルタイムがいいなとか。いろいろな話もありまして、結果統一的な形で6時間ということにしました。

あと、実際、例えば、フルタイムの時間を6時間にして、そうするとあとの部分は住民サービスの低下をさせないためにも、もちろん正職員がそこに入ってということにもなるのですけれども、例えば、窓口とかで6時間勤務の方が二人いらっしゃったら、正職員も含めて時間的な調整とかを行って住民サービスが低下

しないような形でと人事のほうでは考えております。実際、臨時職員、会計年度任用職員にいろいろかなり任せる部分が今も大きいのですが、それが臨時職員の負担がかなり重くしているということも聞いておりますので、正職員も一緒に入って住民サービスが低下しないように、住民サービスが向上していくような形で人事担当のほうでは考えております。

それから、二つ目、国の予算の関係のことです。会計年度任用職員に関しましては、賞与等でかなりの財政負担が生じるということで、国のほうでも交付税措置をするということになっているのですが、そのあたりに関しましては、一応、市町村課を通して総務省からいろいろな通知はくるのですけれども、今のところ令和2年度の地方財政計画というのがありまして、その中で交付税は増やす。会計年度任用職員向けの地方の財政負担に関しては、適正に措置をするということが示されているだけなのですけれども、実際、岬町の場合、正職員が159名として、臨時職員が200名近くいる中、非正規の方が非常に多くなるという中でどれだけ交付税を充ててくれるかというのは、実際、令和2年度、恐らくは夏ごろ。財政のほうで交付税の申請といいますか。計算を多分行うと思うのですけれども、その中で臨時職員が多くて会計年度任用職員が多くて、賞与とかの関係で財政負担が大きくなった団体には厚く充てるのか。あるいは、標準的なうちみたいな形の規模の町であつたら正職員が何人で臨時職員が何人で会計年度任用職員が何人でという形で標準的なやつが多分示されるのかなと思うのですけれども、その中でどのぐらいうちがそこに当てはまるのかというあたりは、実際、財政のほうに聞いてみるとそこで示された部分で計算とかをしていかないと実際交付税の分が増えるのかどうか。全体的なパイがほかの交付税分が逆に削られないかとか。いろいろな形で今現在は全体的に増えるのかどうかというのは、はっきりしないということで財政からは聞いております。

反保委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 町政特別顧問報酬についてお答えさせていただきます。

中原委員ご指摘のとおり、昨年度の予算までは特別顧問報酬という名称で記載をさせていただいておりました。これは平成25年4月1日に制定されました岬町町政特別顧問設置規則に基づいて設置しているものでありまして、どうしても特別顧問というように呼びがちなのですが、正式名称が町政特別顧問ということ

になっていますので、令和2年度の予算から文言の修正をさせていただいております。

昨年度の予算では5名という形を記載させていただいておりますが、今年度は2名と。金額は変わっていないという話なのですが、この規則の中に特別顧問の定数は5名以内とするというふうな記載がありまして、特別顧問の規則を設置して以降、ずっと予算書のほうには5名と5人というような形を記載させていただいておりましたが、現実には、規則設置以降、2名の方に実際はお願いしているということで、令和2年度の予算から2名という数字に書きかえさせていただいております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 会計年度任用職員のことですが、何人かはフルタイムの方も出るのかなと思っておりましたが、そうではない予定だということをお聞きしました。

一人の方は6時間勤務。日数がいろいろなのですかね。勤務のね。

というのは、私この予算書を見ていて、費目ごとに会計年度任用職員何人で、年間いくらやねんて書いてありますやん。それを複数人の場合は割り算したら一人分が出るのかなと思ってしていたわけですよ。一人のところは144万円と記載されているのだけど、複数のところは同じように一人144万円にならないのですが、それは人によって一日の勤務時間は6時間だけど、日数が違うので単純の同じ金額にならないというように考えたらいいということなのではないでしょうか。今、6時間勤務に統一とおっしゃったので、全員の会計年度任用職員として雇用される方が全員年額としては受け取る報酬が同じになるのかなと思ったのですが、そうではないということなのではないでしょうか。ちょっとまた教えてください。

実際の運用としてうまくいくのかなということについては不安を感じました。サービスが低下しないよということなので正職員も入ってと。パートタイムの会計年度任用職員を大分増やすということをお考えなのではないでしょうか。今も正職員の方は臨時職員と一緒に実務に入っておられるのではないかなと思っておりますけれども、それ以上に入ることができるのかなって、ちょっと不安に感じているのですが、実際の運用も含めてそのあたりについてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、二点目にお答えいただいた町政顧問報酬について、表現を正確にし

たということはわかりました。そうであるならば、その過去の予算編成のやり方といえますか。記述の仕方という問題かもしれませんが、規則の中で定数は5人以内にするということで5人と記載をしていた。ただ、実際の予算額としては2人分を計上していたということになりますね。私らは紙だけしか見ないので、そういう書き方をされますと70万円を5人で割るのかなと思いますわ。ですからそこをきちんとわかるように、実際の運用にできるだけ近い形でそれは記載してもらいたいというように思います。昨日でしたか、一昨日でしたか。前の年のこの予算書の人数が間違っていましたわというのがありましたでしょう。あんなのあかんと思うのですよね。ですので、大変だと思うのだけど、実態に見合う形で記載もし、わかりやすいものを心がけていただきたいと思います。そういう意味でいうと、来年度の記載の仕方については、最もわかりやすい形というように受けとめられますので、今後、川端さんだけに言っているのではないですよ。私はね、皆さん、そのようにぜひしていただきたいなとお願いしておきたいと思っています。

もう一つ質問を加えますが、会計年度任用職員のこの57ページのあるところなのですけれども、5人と書かれております。金額としては1,501万4,000円という予算を立てておられるようであります。1年前の同じ場所に書いてある賃金。臨時職員の方の賃金かなと思うのですが、そこは1,252万5,000円と書いてあるのです。今年度は、私予算書での人数を確認できませんので、記載されていませんから、人数が増えたということなのか。そのあたりがどうなのかについてお聞きしたいと思います。

それから、その下の節2の給料なのですけれども、今年度予算では56人と書いてあったのですね。来年度予算は49人ということで一般職給が7人も減るのかなと少し心配に思っているのですが、そこは何か事情があつてのことなのか。お聞きできますでしょうか。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 まず、一つ目の質問です。会計年度任用職員の予算に関しましては、予算書の中で何人、何人ということで記載はさせていただいているのですが、まず単価がそれぞれ一般事務であつたり、用務員だつたり、保育士だつたり、それぞれ単価が違うことがまず1点ございます。あと、日数に関しましては、



基本的には一般事務、本庁で勤める一般事務に関しては、令和2年は243日。基本土日祝とか、年末年始のお休みを除いて勤務可能日数を243日としておりますので、基本的には一般事務に関してはそのベースで日数はカウントしています。

ただ、出先とか、例えば、公民館であったりすると、あいている日数も違ってきていますし、その辺で本庁よりも日数が増えている部分もございます。

あと、原則6時間ということで基本的には統一した形ではやっているのですが、やはり例えば、公民館とかの事務に関しては7時間であるとか、そこは6時間にせずに7時間であるとか。出先の開館時間にあわせて一定、どうしてもというところに関しては7時間の部分とかはございます。

それから、2つ目の会計年度任用職員の数が増えてというあたりなのですが、実際6時間ということで基本若干時間のほうは制限させてもらったのですが、実際、窓口とか、そのあたりに関しましては、やはり今までは9時から5時半まで勤務していた人が実際3時45分に帰るような形になる。そこから全て正職員が見るという形になるか。あるいは、担当原課のほうで調整して二人いる会計年度任用職員を時差出勤でずらして、一人が正職員が入ってみたいな感じでイメージしているのですけれども、そのあたりに関しては、やはり4月1日に職員の人事異動がございまして、そのあたりの人事異動等を踏まえまして、住民サービスが低下しないような形で原課のいろいろな意見を4月1日以降に聞いていきたいと思っております。

先々の話なのですが、例えば、どうしても6時間勤務では住民サービスが低下するとか。いろいろな形で不具合が出てきた場合は超過勤務であるとか、そのあたりの対応とかは検討していきたいと考えております。

それから、飛ばして4つ目の質問です。予算書57ページの給与のところの一般職の職員の人数です。今年度は56人、令和2年度は49人ということなのですが、この件に関しましては、再任用職員の費目のつけ方の件なのですが、今まで再任用職員の場合、全て総務費のこの中に入れていたのですが、令和2年度からは、一部の再任用職員に関しては、各所属のところへ振り分けるというやり方をとっております。具体的に言いますと例えば、再任用職員の幼稚園で勤務している職員に関しましては、学校教育費の幼稚園費のほうに振

りかえております。保育士に関しましても、民生費のほうに振りかえております。なぜ振りかえたかと申しますと、予算調整の中で財政課といろいろ話をしている中でもともと予算の費目としては、本来、再任用職員も正職員と同じく、それぞれの費目の中に入るのが正しい姿ということで、実際、今までも例えば、決算統計で財政が作業するときに、総務費につけているそれぞれの再任用職員を実際の配置先に振りかえて、いろいろな形でひと手間かけて決算等の分析を行ってという作業を行っていたのですけれども、ただ、その作業をやると余計な手間ということで、本来、各所属である費目につけるのが適正であろうという話があったのですけれども、人事異動によりまして、実際配置先がわからない職員がいつもあるのですけれども、少なくとも幼稚園教諭と保育士に関しては、間違いなくその部局の費目に配置されるのでということで、そういうことで今回部分的に再任用職員の費目を民生費なり、幼稚園費なりのほうに振りかえて対応しているため、今回、少ないような形で人数は表記となっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 パートタイム勤務の会計年度任用職員の数は、今年度の臨時職員の数と同等なのでしょうか。

それから、さっき私が一人年間144万円かなって言ったのですけれども、それは標準的な勤務の仕方をされている方は年間それぐらいというようにとらえていいのかどうかお聞きしておきたいと思います。

それから、一般職給については、予算の編成の仕方を変えたというか。実態に見合った形にというより近づけたということなのかなというように、了解をいたしました。

交付税措置の問題ですけれども、初めにお答えをいただいた中身なのですが、実際にはきちんと手当されるかどうかわからないというところだと思います。それを私はこの制度が入ってきたときからそうだろうと思っていました。だけど、国がこんな勝手に決めておいて、地方に従わせておいて、交付税措置しますよとか、していますよとか言って、ふたを開けてみたら、本当に入っているのかなというようなことになったら困るので、そこは地方団体からも要望したりしていると思いますけれども、引き続き必要な分については、きちんと国が措置するよというところは要望しておいていただきたいなというように思います。

質問は最初にお聞きしたことで結構なのですが、全体として何人を今雇用していて、来年度何人雇用するという予定になっているかもお聞きしたいと思います。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 一つ目の質問の臨時職員数、会計年度任用職員の数ですが、予算書の総計が実際の令和2年度のパートタイム会計年度任用職員数ということでございます。令和2年度のこの予算の中の会計年度任用職員の総数でございますが、一般会計だけでなく、特別会計を含めて、令和2年度の会計年度任用職員の雇用人数。予算書上の雇用人数に関しましては、213人になっております。令和元年度の予算に関しましては、183名ということで実際途中で去年補正をさせていただきましたので、実際はもうちょっと、今現在は雇用人数はあると思うのですが、ちょっと今、手持ちの資料がございませんが、予算上の比較としましては、令和2年度と令和元年度の予算を比べますと30人ふえているような形になっております、その30名の増加要因としましては、もともと会計年度任用職員の制度構築のときに、任用形態、任用根拠を明確にして、適正に会計年度任用職員として雇用するというところで、今まで臨時職員ではなくということで、ほかの人事が直接関係していないところで雇われていた例えば、スクールソーシャルワーカーであるとか、スクールカウンセラーであるとか、まちづくりエディターであるとか、地域おこし協力隊であるとか、町営住宅の清掃員であるとか、そのあたりの人たちが会計年度任用職員として、今回、町として雇用されるような形になるということでそれが8名ございます。

各課で新しい事業が行われるということで各課で新規事業分として、雇用する予定の会計年度任用職員が7名ございます。

例えば、総務課でいうとマイキーIDの事業であったり、集会所管理する会計年度任用職員であったりということで、7名ほど新規の方がいらっしゃいます。

あと、残りの15名に関しましては、昨年度、当初予算を査定したときに、人事配置とか、再任用の配置を検討しながら、総人件費を抑制するために、非正規職員、臨時職員を若干でも少なくしていくという形で、当初、平成31年度予算。令和元年度予算は、若干臨時職員に関しましては、ちょっと抑制ぎみになったのですが、今回というか、昨年補正予算で臨時職員を絞り過ぎたということ

で、うちもちの人事担当予算で去年4月雇用した職員がいてはいるのですけれども、その職員の部分の予算をもととの現課予算に振りかえたような形、実際は、再度予算要求の中で補正であげてうちもちの予算で各課の不足する臨時職員の賃金を出したわけなのですけれども、今回、令和2年度の予算を査定するにあたって、改めて現課から要求があつて、その部分がそのままプラスされて、そのまま現課の予算に戻っている。戻ったけどもただ、人事担当もちの予算としては、例えば、組織改編であつたり、病休対応であつたり、育休対応であつたり、その分の予算に関しましては、そのままつけてございますので、その部分で9ほどプラスアルファになっております。あとは、保育所の関係で入所児童が増加しましたので、そこで6名分がプラスされて、令和元年度の予算とそのまま直で比較すると30名ほど増えているような形となっております。

2つ目の質問でちょうど会計年度任用職員の年収の件です。年収に関しましては、例えば、一般事務の6時間勤務の会計年度任用職員の標準的な報酬に関しましては、計算的には987円が時給となりますので、987円掛ける6時間×243日で報酬的には143万9,046円になります。そこに期末手当が17万3,885円ほど加算されますので、年収としては、161万3,000円程度になります。

反保委員長 中原委員。

中原委員 大変よくわかりました。

いや、まちづくりエディターがなくなっているやんとか、スクールソーシャルワーカーを配置するって書いているのに予算書にないやんて思っていたのは、そういうことだったのですね。後で聞く質問が省けました。なるほどわかりました。

新しい年度が始まってみて、実際に勤務、住民との対応というか、相談なんか窓口業務とか、そういう状況を見ていかないとよくわかりませんが、担当かとしても努力していることは理解できましたけれども、住民サービスの低下に、つながらないようにということは留意されていると思うので、引き続きそのことはよく注意をして運用していただきたいと要望を申し上げておきたいと思えます。

委員長、ほかにもあるのですけれども、引き続き聞いていいですか。個数はわかりません。

反保委員長 はい、どうぞ。

中原委員 予算書の61ページ、目2広報公聴費の中の防災行政無線について、私からもお尋ねをしたいと思います。

全部で66カ所屋外拡声子局があつて、計画がどのようなであつたのか。また、進捗状況がどうであるのかについてお聞きしたいと思います。

2カ年かけて屋外拡声子局を更新していくという計画だつたかと思ひまして、来年度が終了年度という予定で進めておられるところというように思ひます。今年度、どこまで行つていて、来年度残り全てできるのか。そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

それから、予算書の63ページの上の節12役務費なのですが、先ほど和田委員から指定金融機関派出手数料というのがあつてその質問がございました。素朴な疑問なのですが、会計課というのがありますけれども、そこにも職員が配置されているわけで、その方が指定金融機関から来られている方と同様のお仕事をするということではできないのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、その下の目4財産管理費のところ、今年度は庁舎整備の検討委員会の委員報酬というのとは設けられていないわけなのですが、来年度はその予算が設けられていないのですが、来年度については、そういう委員にお集まりいただいて検討いただくという機会は全く考えていないという理解をしていいのか。ただ、来年度一年間の間、庁舎整備について何も町として考えないということにはならないでしょうから、検討はどのように進めていかれるのか。役場の職員だけで考えていくということなのかなと思つたりもしたのでありますが、どのように検討していくのかについてお聞きしておきたいと思ひます。お願いします。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 防災行政無線につきましては、平成30年度から工事にかかつておりました、平成30年度において旧水道庁舎の1階に無線室を設けまして、そこにデジタルの操作卓を設置し、あるいは、坊の山に中継局舎を設置して、そこに子局も一つ設置したというような状況が平成30年度です。令和元年度、今年につきましては、27カ所の子局の整備が終わつております。来年度、38カ所子局の更新を行つて合計66カ所のデジタル化を完了させたいというように思つております。

反保委員長 福井会計管理者。

福井会計管理者 窓口で会計課の派出窓口の仕事はすることは可能ではございますが、銀行内で各収納代理機関から送られてくる納付書。例えば、税や国保などの納付書で納められた資金を資金ごとの内容に分類したり、国や府など、補助金や寄附金を受けた場合に、会計課に通知していただいているようなことは銀行しかできませんので、会計課ではできません。

反保委員長 西部長。

西総務部長 庁舎検討委員会の報酬の件でございますが、庁舎検討委員会につきましては、今年度、町長の諮問を受けて答申をいただいておりますので、検討委員会としての役割は一旦終了しております。

今現在、答申内容を受けまして、庁舎の整備の計画案というのを現在作成しております。それに基づきまして、今後、どのように進めていくべきかということについては、庁内のほうで検討を進めていく形になると考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 庁舎整備については、庁内で検討していくということのようですから、また、適宜一定のまとまった考え方等がありましたら、議会にもご報告をいただきたいというふうをお願いしておきたいと思っております。

予算書の65ページが目7企画費、節1報酬の中に会計年度任用職員が一人ということで設けられておりますけれども、企画費には、今年度予算には、臨時職員の項目はなかったのですね。ですので、ここに設けているということは何らかの役割を果たしていただくために一人ということかと思っておりますが、どういった役割を果たしていただくということになるのか。お尋ねをしたいと思います。

それから、予算書の69ページが目8人権啓発費についてお尋ねをしたいと思います。ここで節1の報酬のところでも男女共同参画審議会委員報酬が設けられておりまして、来年度は7人ということになっております。そういう予定のようです。今年度は8人というように予算のときはお考えのようですので、人数が一人減ったことの原因が何かあるのでしたらお聞きしたいということが一点。その下のいじめ問題対策連絡協議会の委員報酬についても、人数が昨年度予算と比べて減らされておりますので、そこについても何か理由があるのであれば、お聞きしておきたいと思っております。お願いします。

反保委員長 岩田人権推進課長。

岩田人権推進課長 69ページ、人権推進課の男女共同参画審議会の委員報酬、並びに、いじめ問題対策連絡協議会の委員報酬につきましては、昨年度の委嘱人数に基づきまして、予算要求をさせていただいております。

反保委員長 西部長。

西総務部長 企画費の報償費一名なのですけれども、これはマイナンバーのマイキーID設定のための会計年度任用職員1名を張りつけるというやつでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今、先にお答えいただいた人権推進課の委員報酬ですけれども、実際の委嘱人数にあわせたということでありました。

答弁の中で昨年度のおっしゃいましたけれども、今年度ですね。多分ね。岩田さんそうですね。

岩田人権推進課長 昨年度です。

中原委員 昨年度。ということは、今年度が今だけ、その前。私が予算書を見比べたのは今年度と来年度やけど。

岩田人権推進課長 この当初予算の要求時の算定根拠が平成30年度に行われました男女共同参画審議会といじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱人数にあわせて要求しておりますので、昨年度で間違いございません。

反保委員長 中原委員。

中原委員 わかりました。ありがとうございます。

私と違って言い間違いしていませんね。すばらしいです。同じ予算書69ページの人権啓発費の節19負担金、補助及び交付金の中で、岬町人権協会補助金があります。このお金の中に私ずっと前から言っているのですけれども、事務補助をしていただく方の人件費も恐らく来年度についても含まれるというように見えていいのかなと思うのですが、それはそういう見方でいいのでしょうか。

反保委員長 岩田人権推進課長。

岩田人権推進課長 中身といたしましては、委員のおっしゃるとおりでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 先ほど廣田理事がお話になったとおり、任用については、役割を明確化する必要があるということも国の流れとして起こっておりますね。役割については恐ら

くはっきりしていると思うのですけれども、何か行事のときに補助が足りないときに手伝ってもらふことやちょっとした掃除なんかもしていただいているのかなと思うのですけれども、これは私、前から言っていますけれども、町がきちんと募集をして、それこそ会計年度任用職員として雇うというのが適切ではないのかなというように前から言っているのですけれども、そこは来年度についても改めるお考えはないということなのでしょうか。

反保委員長 岩田人権推進課長。

岩田人権推進課長 岬町人権協会の補助金のことでよろしいでしょうか。

委員のおっしゃるとおり、岬町人権協会補助金を利用して、人権協会にいわゆる人材の採用等をお任せするという形になってございます。

補助金の中で運営をお願いするという形でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 もう一つ、この人権啓発費の中で人権啓発費というか。人権推進課担当にかかわることでお尋ねをするのですけれども、私、以前、本会議の一般質問で人権推進課が直接の担当となるようなことかなと思いますけれども、同和だとか、部落差別だとか、そういう表現が含まれる岬町の条例の役割を果たさなくなったものはもう廃止してはどうかということを提案していたのです。そのときに西部長が答弁で残しておかないといけないものもあるけど、それ以外の役割を終えたものについては廃止するというようにおっしゃっておりました。それで条例を確認したのです。そうしたら、廃止の提案を議会にされた覚えはないのだけれども、なぜかもうなくなっているのですよ。そこの扱いはどうなっているのか。言っていることの意味はわかりますか。横から道工委員がうんと言ってくれているわ。条例の制定はもちろん議会に提案されます。一部変えても提案されます。廃止も提案されないといけないでしょう。地方自治法で決まっているでしょう。だけど、私記憶にないのですよ。そういう条例の役割を終えましたから廃止しますよというふうに提案された覚えがないのです。それでちょっと十分見られてないのかもしれないけれども、ネットで見たらなくなっているわと思っていたのだけど違います。私の知らない間というか。議会に提案されないまま勝手に改廃が行われたということはまさかないわねという確認です。お願いします。

反保委員長 西部長。



西総務部長 当然、条例を改廃する場合、議会の議決が必要になりますので、議会の議決なく条例を廃止することはございません。私も今、岬町のインターネット版の例規を見させていただきましたが、岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例というのは出てまいりますので。

中原委員 それは残しておくって言っていましたよね。当面ね、それ以外です。なにか四つぐらいあって、そのうちの二つぐらいなくしても良いと言っていましたよ。

西総務部長 規則とか、条例ではないと思います。規則は我々の庁内の勝手ではなくて、庁内の手続を経てできますので、そのあたりは整理はさせていただいた記憶はありますけれども、条例についてはそういうことはしておりません。

反保委員長 中原委員。

中原委員 わかりました。今の件については、私も再度よく調べた上でまた必要があればお聞きしたいと思います。

もう少しあるのですけれども。細かいことはやめておきましょうか。

反保委員長 和田委員。

和田委員 この防災無線のやはり放送をしてくれるのはいいけど、言葉がわかりにくいのが多いのですわ。ですから、できるだけ放送するときは言葉のわかりやすいように放送してほしいのです。それだけ要望しておきます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 何点かお聞きします。63ページですが、14使用料及び賃借料のところ、庁舎空調設備機器リース料とあります。これは今年度もありましたけれども、ちょっと金額に開きがあるのでその違いは何なのかその内容をお聞きしたいと思います。

続けてもう一つお願いします。67ページです。13委託料、総合計画等策定業務委託料とあります。これも今年度予算で900万円ほど計上されておりました。また、令和2年度もこれは1,000万円の予算が計上されておりました。これは内容はまた別で違うことをするのか。この内容もお聞きしたいと思います。

この二点をお願いします。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 庁舎空調設備機器リース料の額が大きく異なっているご質問についてお答えします。

こちらの契約に関しましては、平成29年7月1日から令和2年6月末までということになっておりまして、令和2年度の予算に関しましては、3カ月分の予算ということになっております。令和2年6月末までの3カ月でリースが切れ、その後は町に無償譲渡のため、予算額が大幅に減少したということでございます。

反保委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 委員ご指摘のように、総合計画の策定業務につきましては、2カ年で計画を策定する方向で進めております。今年度につきましては、900万円、来年度予算につきましては、1,997万6,000円を計上しておりまして、総合計画につきましては、令和3年度から10年間の総合計画をつくるということで将来のまちづくりの方向性を示す最上位計画になっておりまして、基本構想と基本計画で構成されるものとなっております。ちなみに、第5次総合計画のこの業務なのですけれども、町のほうで都市整備部が管轄する都市計画マスタープラン、緑の基本計画、企画のほうで作成しますまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定とこの第5次総合計画の4本の費用となっております。令和元年度につきましては、住民の意識調査のアンケートを実施したり、関係団体のアンケート調査、住民の意見を聞くまちづくりワークショップ等を令和元年度は開催しております。今月3月16日になるのですけれども、第1回の岬町総合計画審議会を開催する予定にしておりまして、令和2年度につきましては、5回程度総合計画審議会を開催し、策定に向けて作業を進めてまいります。今年度、12月に議会のほうに上程させていただきまして、審査していただくという形で現在進めております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 了解しました。

では、次の質問ですけれども、69ページ、人権啓発費についてお聞きしたいと思えます。

8報償費、人権週間イベント出演者謝礼としてあります。これの平成30年度、令和元年度、これは出演者謝礼、イベント。どういうイベントをしたのか。また、令和2年度の予定はどのようなものを予定されているのか。

それから、19負担金、補助及び交付金です。ここにも岬町人権協会補助金とあります。これも補助金を使っての事業の内容を教えてください。この2点よろしくお願ひします。

反保委員長 岩田人権推進課長。

岩田人権推進課長 まず、委員の質問にありました人権週間におけるイベント出演謝礼についてですが、こちらにつきましては、毎年、その年度の12月に人権週間の記念講演という形で講演会をお願いしております。

令和元年度におきましても、12月14日に住民活動センターにおいて、記念講演会を行っております。

続きまして、負担金の岬町人権協会補助金における事業内容についてですが、こちらの分としましては、事務所の運営費とそれに係る各種啓発事業丸まる含めてお願いしてございます。

事業の中身については、精査してもう一度お答えさせていただきます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 人権週間のイベントは年一回こんなことですね。わかりました。

では、13委託料の人権相談事業委託料とあります。これもどうでしょう。件数とか、実績はわかりますか。お願いします。

反保委員長 岩田人権推進課長。

岩田人権推進課長 平成30年度の人権相談の件数ですが、高齢者に関する人権問題が7件、障がい者に関する人権問題が2件、女性に関する人権問題が5件、騒音トラブルに関する問題が3件、以上17件です。

令和元年度におきましては、12月末現在ですが、高齢者に関する人権問題が8件、女性に関する人権問題が3件、騒音に関する問題が2件、計13件とってございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 その人権相談ですけれども、平成30年度、令和元年度、それぞれ件数も違うのですよね。

それから、先ほど聞きました19負担金の人権協会補助金。これも補助金、その年度、年度で多少は事業といいますか。経費が多少の誤差といいますか。違いが出てくるのかなと思うのですが、これはまるっきり金額が同じなのですね。どうしたらこの数字が出てくるのか、算出根拠を聞きたいのですけれどもいかがですか。

反保委員長 岩田人権推進課長。

岩田人権推進課長 その前に、先に坂原委員のほうから質問のありました件につきましてお答えいたします。

人件費以外で補助金として利用している分ですが、人権啓発費として、人権週間記念事業、男女共同参画事業、同和人権問題啓発研修及び講座事業、地域啓発交流事業といたしまして、グラウンドゴルフ大会、国際交流支援事業、いきいきラジオ体操事業などを行っています。

それから、地域見守り事業といたしまして、緑ヶ丘団地の高齢者を対象としましたいきいきサロンの活動を行っております。

また、人権指導者育成研修事業といたしまして、人権協会会員のスキルアップ研修を会員向け研修などに行っております。以上が事業内容となっております。

次に、委員の質問にありました算出根拠ですが、まずは、事務所運営費といたしまして、平成22年度の人権協会の設立前に、人権協会設立時の最低賃金、平成21年の762円をベースに、単価777円で計算を行いまして、770円掛ける9時間掛ける244日ということで、約169万1,000円という形となっております。

それから、補完業務費といたしまして、清掃業務費を人権協会に委託した年度、平成23年度の最低賃金786円をベースに単価790円で計算してございます。790円掛ける8時間掛ける244日で、154万3,000円となっております。

それに事業費を加えまして、補助金526万3,000円をお渡しして、その中で先ほど申し上げました事業を行っていただくように調整をさせていただいております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 ちょっとわからなかったのですけれども、その人件費、事業単価といいますよね。それは今の大阪の最低賃金を下回っているのと違いますか。それで大丈夫なのか。どうですか。

反保委員長 岩田人権推進課長。

岩田人権推進課長 あくまでこちらのベースになっている金額は、その当時の計算根拠でございまして、その中でまず算出をいたしまして、その上で現状のこの交付金の補助金の中で時間を上下させたりとか、事業費を変えていただくとか、願います。

るという形をとってございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 それでも、現在の最低賃金から計算し直さないとかあんの違いますか。全然現状に即してないのと違うの。そんなのでいいのですか。その辺、誰も答弁できませんか。それはおかしいですよ。何年前のを基準にしているのは。

反保委員長 西部長。

西総務部長 委員おっしゃるとおり、これは平成22年に人権協会が設立されまして、そのときの算出ベースとして、今、岩田が言いました事務運営費の算出ベースとして補助額を決定させていただいたというところでございます。

委員おっしゃるとおり、現状、人件費も上がっている中で補助金の額も上げていく必要もあるところではございますが、なかなか町財政も厳しい中でこの人権協会だけの補助金を上げるというわけにもいきませんので、平成22年に決定した補助金の額を基準ベースとして、これまで補助金を出させていただいているというところでございます。その出している補助金の中で事業の組み立てとか、人の配置、人数の調整とか、そういうなのをしていただきながら、運営しているというところでございますので、ご理解いただけたらというところでございます。我々もしても人権推進をしていかなければならないという立場の中で、どんどん事業をしていただきたいというところではございますが、町財政との関連もございいますので、今ある中で活動なり、運営なりをしていただいているという状況でございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 私は補助金の金額を上げろとか言っているのとは違うのですよ。これは必要だからこの分が出ているのだと思うのですけれども、その金額の算定根拠は何かと聞いているのです。これは予算ですよ。公金ですよ。公金を予算としてあげるのに、何の算定根拠もないのかと聞きたいのですよ。そんなずさんなことでいいのかと。我々住民の代表としてここに来ていて、予算の執行をどうするのかと。我々はそれをチェックする仕事の責任があるのですわ。それを聞いているのですよ。それは言えませんのか。それはおかしいのと違いますか。誰も答えられませんか。

反保委員長 西部長。

西総務部長 委員のおっしゃるとおり、根拠もないのにこの補助金の額を決定しているのかというおしかりと認識しております。

先ほどの説明の答弁と重複いたしますけれども、平成22年に人権協会を設立したときに、必要な運営をしていただくということで、補助金額を当時の事務費を積み上げる中で決定させていただいたということとそれを踏襲されているということで、委員のおっしゃるように、それぞれの一つ一つの積み上げで事業を組み立てていって、補助金額を決定するというのが基本的な考え方になると我々も認識しております。

ただ、そうしますと、どうしても予算額が膨らんでくるということにもなってまいりますので、我々としては前年度を上限として、その中でできる活動をお願いしているところになってまいりますので、人権活動を衰退させないという中で、町としてこれまでの額の中でのお願いをしているところでご理解をいただきたいと思います。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 人権啓発運動をするのは十分理解しています。していますけれど、その中身がずさん過ぎではないかといいたいのです。人権啓発も計画性をもってやるべきでしょう。去年の額と同じ額でその中でやってもらったらいわって、こんな話はないでしょう。ちょっとその辺の予算組にしてももっと精査をしてきっちりやっていただきたいというように思います。

次の年度からはしっかり頼みます。これは去年も同じこと聞きましたよ。変わっていないですね。来年も聞きますからお願いします。

もう一点お願いします。71ページです。13委託料で、海上サイクルルート業務委託料ですけれども、これもちょっと聞いたので重複するかもしれませんが、これも、表示の仕方が違うので私理解ができていないのかもしれませんが、ここで計上されているのは、ちょっとこれも数字が今年度と違うのでその内容を教えてください。

反保委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 71ページの海上サイクルルート業務委託料についてご説明をさせていただきます。

昨年度、平成31年度の予算に比べまして、約2,099万8,000円の減

額となっております。平成30年度の運航につきましては、船旅活性化モデル地区の指定を受けて、不定期航路としての運航を行ってきました。平成31年度につきましては、この制度が廃止され、定期航路として運航を行う必要があります、バリアフリー法の適用を受けることとなり、最大限の経費を見込んでおりましたが、運輸局との協議の結果、最小限の経費によるバリアフリー対策が認められたため、870万8,000円の減額となりました。

また、船舶の運航にかかる委託料及び台船の借り上げ料につきましても、船舶会社との交渉により、委託料を573万円減額していただいているなど、経費の削減に努め、平成31年度の運航に係る決算見込み額を基本として、令和2年度の予算を計上させていただいております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 わかりました。

その下の19負担金、補助及び交付金ですが、これは企画のほうで定住促進策として幾つかあがっている施策でございますが、実績と令和2年度の見込みの件数をお聞きしたいのですが、新築住宅取得補助金、中古住宅取得補助金、賃貸住宅家賃補助金、空き家再生事業補助金。この4件について実績と見込み件数を教えてください。

反保委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 新築住宅取得補助事業につきましては、令和元年度は12件になります。

中古住宅につきましては、令和元年度の見込みは3件、民間賃貸住宅家賃補助金については8件になります。空き家再生事業につきましては、現在、見込みとして4件になっております。金額につきましては、新築住宅取得補助事業につきましては、15万円を限度としておりまして、ちょっと調べさせていただきます。お時間いただきます。申し訳ございません。

反保委員長 道工委員。

道工委員 ちょっと調べている間に一件だけ教えてほしいのですけれども、予算書63ページの財産管理費の中の需用費、光熱水費なのですけれども、今年度から約2割強増えていますよね。当然、この部屋も明るくなったし、電気もたくさん使っているのもよくわかります。私数字的にどうのこうのではなく、お昼休み、暗がりでお弁当を食べている方がたくさんいるのですよ。これいかなものかなと思う

のです。電気というのはご承知だと思いますけれども、点けるときにぐっと電気食うのですよ。40分間止めていて点けると40分間の消費電力よりも余計食います。そういうところまで考えているのかなと。その辺は庁舎管理どうなっているのですか。安く上がっていると思っているのですか。40分間とめるとのこととは。

反保委員長 西部長。

西総務部長 節電についてなのですからけれども、まず、実際、消すことによってどれだけ節電効果があるのかというのは申し訳ございません。はっきりとした数字はわからないのですけれども、ただ、そういう姿勢を示しているというのも一つ大事なとかなど。特に住民の電話がかかってくるのが町の道路照明。昼間についていると必ず無駄なことをしているとすぐお電話いただくケースもございます。そういう中で少しでもそういう節電に対して取り組んでいると。CO<sub>2</sub>排出抑制という観点からも取り組んでいるということでそういう姿勢を示しているということでご理解いただきたいなというところでございます。

反保委員長 道工委員。

道工委員 あいている。誰もいない。その部屋はそれでもいいと思いますけれども、食事やっているところ、照明ぐらいつけてあげてよ。暗がりでご飯食べるとおいしくないと思いますよ。台風で電気消えて晩ご飯食べたら全然おいしくありませんでした。そういうことをやはり感じてやってほしいのです。これは強く要望しておきます。一度考えてやってください。職員のためにも、だから、今、西部長が言われているように、外見から見てもそれは節電していることはいいですよ。ただ誰もいないところまでわざわざつけろとは言っていない、そこで食事しているところぐらいは照明をつけてあげていただきたい。これだけお願いしておきます。ほかたくさんあったのですけれども、みんなもう言っていたので、私は以上で終わります。

反保委員長 中原委員。

中原委員 先ほどの坂原委員の質問にお答えになったことで、予算書67ページの節13委託料のところでは総合計画と策定業務委託料について質疑答弁がありました。その中で答弁で来年度。12月議会に上程をする計画。これはあれか。あの人がいない。帰ってきてから聞かないとあかんね。なんか聞いてくれてもいいって。



反保委員長 違うところ。

中原委員 西さんは答えられると思います。12月議会に上程ということでありましたが、これは総合計画を議会に上程されるということによろしいのですか。

反保委員長 西部長。

西総務部長 条例のほうで議会の議決をいただくのは基本構想の部分になりますので、基本構想の部分につきまして議会の議決をいただくという予定でございます。

反保委員長 ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 予算書69ページの地方創生総合戦略事業費の中に、節8報償費、岬町まち・ひと・しごと。その下、出産祝い金事業報償費が設けられております。この内容について説明をいただきましたのですけれども、来年度からさらに拡充ということをお考えのようですから、第3子に拡充というようなことが説明の文書に記載されておりましたけれども、その内容についてお聞きしたいと思います。

出産祝い金については、2015年度から始めておられて、当時は一人につき3万円、さらに2017年度からは一人5万円に金額を増やしている。そういうように制度を運用されているというようにお聞きしております。このたび第3子にも拡充ということだったのですけれども、私その意味がよくわかりませんで、一人につき幾らということが決まっているのかなと思っていたのだけれども、第3子の場合上乘せがさらにあるという意味なのか。制度の内容についてお聞きしたいのと。金額を恐らく増やすということだろうと思っているのですけれども、ただ、総額の予算としては縮小というか。今年度の予算よりは小さなものとして計画されているようなので、件数だとか、そのあたりについても、お聞きしたいと思います。お願いします。

反保委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 今の子産祝い金事業の報償費についてお答えさせていただきます。予算では令和2年度は250万円予算措置しております。令和元年度は350万円ということで予算額については減額となっております。これは実態の出生数にあわせて実績に応じて予算を作成しております。ちなみに、現在、一人当たり5万円の報償費をお支払いしております。今回、第3子以降拡充ということで第3子の子どもさんがお生まれになった場合は、一人当たり10万円をお支払いするという施策の拡充でございます。

反保委員長 寺田理事、坂原委員への答弁。

寺田総務部理事 空き家再生事業につきましては、決算見込みとしましては20万円、まだ3月中でありますので、増額の可能性はありますが、現在のところ20万円を見込んでおります。新築住宅取得補助金事業については、210万円を見込んでおります。

また、中古住宅取得補助金につきましては32万円、民間賃貸住宅家賃補助事業については、96万円を見込んでおります。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 すみません。ありがとうございました。

これは着実にこの件数が伸びているように思うのですが、もっともっとこれを広く周知して広めていくと、また目につくと増えるかなと思うのですが、今後、その周知の仕方というのは何か考えておられますか。

反保委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 まず、移住定住促進のために、我々が取り組んでおります地方創生事業につきまして、ホームページで広報はしているのはもとより、窓口にくられた方の相談に応じては、移居前から岬町の補助制度についてご説明させていただいて、移住定住者を増やす施策をとっております。

また、企画地方創生課のほうで地方創生の事業が始まる前に、民間の住宅会社にチラシを置かせていただいて、相談に来た場合は、岬町に転入されておうちを建てた場合、新築住宅の補助金がありますよとか、そういう広報等もやっております。今後も引き続いてそういう形をとっていきたいと考えております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 じわり、じわりとですけれども、浸透してきているようで新しく定住された方で知り合いの方もおりました。新築住宅を取得して、その補助金だとか。こちらに来てから子どもが生まれて、出産祝い金だとかいうので、岬町は非常に良いところだと。非常に人気のあるこれは施策だと思います。今後とも引き続き取り組みをよろしくをお願いします。

反保委員長 皆さんにお諮りいたします。暫時休憩したいと思いますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 岩田人権推進課長。

岩田人権推進課長 坂原委員の質問について、ちょっと補足説明させていただきたいと思  
います。よろしいでしょうか。

今、最低賃金のほうが964円ということになってございまして、それにあわ  
せて、現在、人権協会のほうで人件費について、算出の見直しを行っているところ  
でございます。

反保委員長 坂原委員、よろしいですね。

それでは、休憩いたします。再開は午後3時15分。

(午後3時05分 休憩)

(午後3時15分 再開)

反保委員長 休憩を解きまして会議を再開いたします。

総務費の質疑はございますか。

坂原委員。

坂原委員 すみません。予算書67ページですけれども、12役務費ふるさと応援サイト  
掲載料。これの令和2年度の見込み額はどれぐらいの額を見込んでいるのかとい  
うことが1点。

その下の14使用料及び賃借料ですが、ホームページ構築リース料としてあり  
ます。これはホームページのシステムは上に使用料があるのですけれども、構築  
リース料というのがどういうことなのかなと思うので、また、これは毎年ずっと  
今後も発生するのか。その二点をお願いします。

反保委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 ふるさと応援サイト掲載料につきまして、ご説明申し上げます。

ふるさと応援サイトというのは、岬町で実施しております。ふるさと納税のポ  
ータルサイトでございます。この掲載料につきましては、寄附額に応じて2  
0%をポータルサイトの事業者にお支払いするということでございます。予算  
額の208万3,000円のうち、164万円がポータルサイトの掲載料になり  
ます。代理決済というところで手数料が発生します。この金額がGMO代理決済  
というところで39万2,000円をお支払いします。次にふるさとチョイスの  
ホームを利用する金額としまして、4万9,500円。それと郵便振替手数料と  
しまして984円、合計208万3,000円を計上しております。寄附額が増

えることで今後もふるさと応援サイト掲載料というのは増額することになります。

二点目のホームページ構築リース料です。こちらにつきましては、ホームページシステム利用料とホームページ構築リース料という形でホームページを構築するにあたって、システムを保守する場合の利用料と構築するにあたって、本来であれば、構築した際一括払いするのですけれども、リース料としてお支払いしているのが、分割しているのが、ホームページ構築リース料になります。こちらにつきましては、5年間の契約で実施しておりまして、平成30年2月1日から令和5年1月31日までの5年間になります。

反保委員長 中原委員。

中原委員 先に西さんに言ったことね。私間違っておりました。条例の廃止を知らない間にやっていたのと違うかと思っていましたけれども、規則でした。失礼いたしました。よく確認してお聞きしたいと思います。

質問は、予算書69ページ、目9地方創生総合戦略事業費のところ、今年度はエディターの方の報酬費もここに掲載されていたわけですが、先ほどお聞きしたように、会計年度任用職員のところにお二人分が移ったというように考えていいのか。そのお二人の分の金額は今年度同様、お二人で480万円というようにとらえていいのか。そのことをお聞きしたいというのと。

それから、予算書71ページの節13委託料のところ、今年度は企画地方創生課のいろいろな事業について予算が計上されておりました。タウンプロモーション委託料とか、空き家活用事業委託料とか、あと二つ掲載されておりましたけれども、それは来年度については行わないというように考えていいのかお聞きします。

それから、節19負担金、補助及び交付金の地域おこし協力隊活動補助金についてお聞きします。これは新規事業ですので、具体的にどういったことを計画されているのかお聞きしたいと思います。

それから、同じ節内で今年度は販路開拓補助金というのが75万円設けられていたのですが、来年度はそれは見受けられませんので、その事業はやめてしまうということなのか。今年度の何か成果等があればお聞きしたいと思います。お願いします。

反保委員長 ちょっと待ってください。私ちょっと席を外しますので、小川副委員長とか

わります。

小川副委員長 誰が答弁していただけますか。

寺田課長。

寺田総務部理事 初めのご質問にお答えさせていただきます。

まちづくりエディター報償費というのが昨年度480万円で計上しておりました。こちらにつきましては、2名のエディターの報償費になりまして、令和2年度から会計年度任用職員にエディターのお給料も変更になりますことから、会計年度任用職員のほうで計上しているものでございます。1名だけの計上になっておりまして、エディターにつきましては、令和2年1月末で1名の方が退職されたということに伴いまして、令和2年度は1名の会計年度任用職員で採用するという形で計上しております。予算額につきましては、240万円の予算額になります。

それから、二点目の委託料のタウンプロモーション委託料、空き家活用事業委託料、多奈川沿線活性化イベント等委託料につきましては、地方創生事業の中で推進交付金というのを活用しておりまして、国の交付金を活用しながら事業を進めてまいりました。こちらにつきましては、3カ年で事業費の2分の1を推進交付金という形でいただいておりますが、令和2年度から推進交付金というものがなくなりまして、現在、これまで実施した事業については、今後、継続して実施するところが難しくなりましたので、令和2年度は実施しない方向になります。

ただ、いろいろな事業を実施する中で単発的に終わるのではなくて、お金をかけずに継続した事業を実施していきたいなと思っております。

現在、活動拠点しておりますまちづくり交流館において、可能な限りお金をかけずにイベント開催等に取り組みまちづくりに取り組む予定でございます。

次に、新しく地域おこし協力隊制度を導入しまして、地域おこし協力隊を本町においても令和2年度早々に雇用したいと考えております。こちらにつきましては、まちづくりエディターが当初2名おりましたが、岬町のほうも地域おこし協力隊の制度を活用することが可能な地域になりました。その地域おこし協力隊の制度を利用して、まちづくりエディターにかわる人材を1名雇用しまして、2名体制で令和2年度も実施したいと考えております。地域おこし協力隊の職

務内容等につきましては、大きなミッションの中で空き家の利活用や岬町のタウンプロモーション、農漁業の活性化とか、また、移住を手伝う移住コーディネーターとか、そういう役割を担う人材を求めたいなと思っております。具体的に募集をする中で応募いただいた方に提案いただいて、我々のまちづくりにマッチするような人材を求めていきたいなと考えております。

次に、販路開拓補助金というのが、令和元年度ございました。こちらにつきましては、特産品開発に当たって、何とか岬町の特産品を全国展開したいなというところで事業者を求めておりましたが、現在、支出する予定にはなっておりません。特産品開発につきましても、まちづくり交流館におきまして、シシ肉を使ったソーセージを作ったり、そういう特産品開発を町内外にかかわらずいろいろな方にかかわっていただきながら、現在、進めておりました。

ただ、最終的に、この3月にワークショップ等を開催する予定で進めておりましたが、コロナウイルスの関係で事業がストップしているという状況であります。

ただ、我々も三回程度ワークショップに参加しまして、ソーセージを食べながら岬町でとれたシシ肉とか、海の海水を使ったお塩とか、ワカメとか道の駅にございますいろいろな食材を使って何をまぜたら特産品としておいしいのかなというのを検討している段階でありまして、それを今後は岬町の特産品として何とか市場に出していきたいなという思いで事業に取り組んでいるところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今、最後にお答えいただいた、シシ肉ソーセージを私も食べたことあります。

おいしかったですよ。販路開拓補助金については、来年度は計上されていないということは、これも推進交付金との関係になるのかなというそうなのですね。わかりました。それも含めて計画されていたまちづくりエディターの活動報告会。残念ながら延期されましたけれども、また、ぜひ、機会を見つけて開けるようになったらご報告いただけたらたなというように思います。

今の答弁を聞いて、少し私の中で頭が混乱しているのですけれども、地域おこし協力隊の方は、今の説明を聞いているとエディターとして今活躍していただいている方と同じような役割を果たされるということなのかなという感じがしたのですよ。エディター二人を雇っていたのだけれども、お一人はおやめになって、今度、地域おこし協力隊という格好で雇う。シフトしていくということなのかな

という感じがしたのだけれども、でも、さっき聞いたらエディターは1名雇用することが会計年度任用職員として雇用するということが語られていたので、そのすみ分けというか。役割分担とか何かあるのかちょっと私うまく整理して理解できないので、もう少しご説明をいただきたいなと思うのと。

それから、1名残っていただいているエディターの方は、来年度も引き続き同じようにお仕事をしていただけるというように思っておいていいのかどうか。また、会計年度任用職員という雇用の仕方になるけれども、240万円という年間の給与というのか。お支払いというのか。報酬という形になるのか。そのあたりについても、お聞きしたいと思います。お願いします。

反保委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 まず、エディターの現在雇用しております1名の方は、引き続き来年度も会計年度任用職員として、まちづくりエディターとして、勤務していただく予定でございます。来年度で3年目を迎えるというところで、エディターの制度、地域おこし協力隊の制度も同じなのですけれども、一年更新で3年を基準に本町のほうで雇用している形態をとっております。

それと役割分担というお話なのですけれども、基本的に同じような業務。まちづくりに対する課題解決をしていただくという業務に携わっていただく方向で現在、進めておまして、基本的には、2名、名前は違いますが、まちづくりエディターも地域おこし協力隊も同じ業務を担っていただくと。町の課題である先ほど言った空き家の利活用とか、情報発信とか、それぞれ市町で抱えている課題解決に向けた取り組みをやっていただくというところでございます。まちづくりエディター、地域おこし協力隊、どちらも会計年度任用職員として、雇用していく方向で、現在、調整しております。

まちづくりエディターにつきましては、令和2年度で3年目を迎えるということで、まちづくりエディターにつきましては、今後は、地域おこし協力隊として、シフトしながらまちづくりにかかわってくれる人材を雇用したいと考えております。

反保委員長 西部長。

西総務部長 少し補足させていただきますと、今岬町でエディターというのをずっとやってきたわけなのですけれども、ほかの自治体ではよく地域おこし協力隊というの

で活動されてきたと思います。

この地域おこし協力隊につきましては、国の特別地方交付税が算出されまして、地域おこし協力隊として雇用された方については、一定、特別交付税としての財源措置が行われる形になります。

残念ながら、当初、岬町は地域おこし協力隊の対象団体にはなっておらなかった。都市部ということもありまして、なっておらなかったのも、エディターという形でスタートしたのですけれども、制度が見直されまして、岬町も地域おこし協力隊を導入できる団体になりましたので、今後は、エディターをこの地域おこし協力隊に切りかえて、財源を確保しながらまちづくりの人材を育てていきたいと考えているところです。

反保委員長 中原委員。

中原委員 わかりました。

予算書の73ページ、目2、節1報酬の会計年度任用職員報酬3人とありまして、これを今年度の予算書の臨時職員賃金と見比べたときに、来年度予算としては大きな金額になっているのですが、この理由について説明をいただきたいというのが一つと、78ページ、統計調査費の目1基幹統計費と記載されているのですが、これまでは指定統計費という表現をしていたのかなと思うのですが、これはこれからは基幹統計費という表現になっていくのか。それとも、指定統計費とは違うものなのか。そのあたりについてご説明をいただきたいと思います。お願いします。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 今、73ページ、目2報酬の574万7,000円のご質問だったと思います。こちらにつきましては、税務課の町民税、固定資産税、納税、各係にそれぞれ会計年度任用職員の報酬3人分とプラス確定申告時の繁忙時3名と毎年課税時期の繁忙時1名の臨時的な4名を含んでの金額でございます。よろしいでしょうか。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 基幹統計費という呼び方なのですけれども、もともと統計法は昭和22年に統計の真実性確保及び統計体系の整備と制度の改善及び発達を目的として制定され、その中で公的機関によって調査作成される中心的統計が総務大臣による指



定と公示に基づいて、指定統計として規定されておりました。平成19年に統計法が全面改定され、その中で旧法の指定統計の制度も新法の目的にあわせて拡張されて、新たに基幹統計として規定されることとなり、本来なら、既に基幹統計という文字で表記されるべきところを指定統計のままになっていたという内容でございます。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 中原委員の質問にもう一度補足させていただきます。

先ほどの会計年度任用職員の内訳ですけれども、町民税のほうで286万7,000円。これは1名の通年の会計年度任用職員143万9,000円。それから、1月から3月の確定申告の繁忙時期、こちらは3名106万5,960円、それから4月から6月の繁忙時1名、36万1,242円。これが町民税の担当の内訳でございます。

そして、納税につきましては、144万4,000円。これは6時間掛ける243日分。固定資産税につきましても、同じく144万。こちら6時間掛ける243日分。以上でございます。

反保委員長 お諮りしたいのですけれども、今総務で3時間経過いたしました。次には、9個の審議と協議会があとに控えていますので、一旦これで締めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

反保委員長 それでは、総務費につきましての質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

予算書の90ページから93ページの目9文化センター費をご覧ください。質疑はございませんか。

反保委員長 中原委員。

中原委員 予算書93ページ、節13委託料の総合生活相談事業委託料にかかわってお尋ねをいたします。相談件数の実績を今年度は全部わからないですね。わかるところまでお聞きしたいのと。それから、来年度の計画についてお聞きしたいと思います。

それとあわせて、節14使用料及び賃借料に、図書管理システムリース料が設けられております。これは新規施策として説明書に書かれていたもののうちのー

つというように思いますけれども、ここで聞くのが妥当かどうかわかりません。図書管理システムリース料については、複数の課に記載されておりますので、ここで聞くのが一番妥当なのかよくわかりませんが、ここで最初に出てきたかなと思っているのでお聞きしたいと思います。

新規施策として、この図書管理システムを導入しようという予算かなというように思っているのですが、事業の具体的な内容について、ご説明をいただきたいと思っております。お願いします。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 総合生活相談事業委託料の実績についてですけれども、まず、平成30年度の実績につきましては、相談件数41件となっております。内訳としましては、福祉健康に関するものが28件、住宅に関して5件、就職就労関係が2件、人権関係が3件、その他が3件となっております。令和元年につきましても、12月末までですけれども、現在では13件となっております。内訳としましては、福祉健康が9件、住宅が1件、その他が3件となっております。令和2年度につきましても、総合生活相談事業ということですので、多岐にわたる住民の方の相談を随時受け付けていきたいというふうに考えております。

図書管理システムについてですけれども、現在も図書システムというのがあります。図書を置いている学校とか、公民館と連動しておりますので、どこでどういう本があるかというのがすぐ検索できるようになっているのですけれども、現在、パソコンがXPということで少し古くなっておりますので、今回新たに入れ直すと。入れ直すにあたって、リースで導入するということになっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 一つ目にお答えいただきました相談事業の実績ですけれども、内容についても詳しくお示しをいただいて、その中で例えばなんですが、2018年度、就労で2件、人権で3件とありました。これはこれで就労相談もありますし、人権相談もあります。そういったところにさらにつなぐというようなことをされているかどうか。

また、相談事業ではないにしても、福祉健康の相談がいつも多いようでありまして、その中で例えば、ほかの部局、福祉部局なんかにつなぐとか、そういったような解決を目指すさらなるアプローチといたしますか。取り組みに発展さ

せていっているというようなことがあるのか。お聞きしたいということ。

それから図書管理システムリース料なのですけれども、今聞いた説明だと同じものを更新するだけなのかなって。同じものではないけれども、対応が古いものとして新しいものに更新していかないといろいろ不備が出てくるということはわかりますので、単純に更新するように受けとめたのですけれども、説明でもらっている書類を読むとなんかいいことするのかなと思ったのですよ。既に導入している図書管理システムを更新することにより、効率的な図書サービスの充実を図るって書いてあるのです。だから、今までの取り組みにプラスアルファしていいことが起こるのかなと思っていて聞いたのだけれども、違うのかしらご説明ください。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 まず、総合生活相談事業についてお答えさせていただきます。

総合生活ということですので、最近病院でも総合科というのがあるように、まずはそこに行って、診察してもらって、専門の例えば、循環器とか、内科とかに振り分ける形がありますけれども、こちらの相談事業につきましても、まずは、住民が来やすい場所であるということで、まずいろいろな相談を受けさせていただいて、その相談員ではなかなか相談に乗れない部については、専門の相談所に紹介するという形になっております。

図書システムのほうについてですけれども、先ほども言いましたけれども、XPということで古いシステムですので、検索機能に不具合とか生じておりまして、修繕もきかないということでしたので、今回、新たなシステムを導入して図書の置いている施設と連動して、すぐにどこにどうい本があるかというのを検索できるよにということにしております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 総合生活相談事業ですが、入り口としてどのような相談でも受けますと。必要に応じて専門機関であったり、専門の窓口であったり、別の相談窓口であったりということにつなぐと。それは一般的な説明としてそれで正解だと思うのだけれども、具体的にでは今、報告をいただいた項目ごとに何件というのをお聞きしましたけれども、例えば、就労については2件相談をいただきましたと。それについては、ここ、ここに紹介しましたとか。そういうことまで報告を聞いているの

でしょうかということが一つ。

それから、図書システムリース料については、これまでのシステムは検索機能はなかったのですか。ありましたね。同じもので不具合が生じないようにするということでもいいのですね。理解としてはね。違うの。なにか難しい顔をするのよ澤さん。私がわかっていないのか。教えてください。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 生活相談事業につきましては、内訳といたしますか。その受けた相談をどれだけ専門機関に回したかというのは今手元にないので、また、調べさせていただいて報告させていただきます。

検索システムにつきましては、同じような機能なのですから、古いシステムですので、更新ではなくて、新しい最新のシステムを導入したということ考えてもらったら結構です。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ご説明いただくときに、できるだけわかりやすいものを用意してほしい。もうほかでも言っていたけど、ここには充実を図るって書いているのよ。図書サービスの充実を図るって書いているのよ利用者にとってどのようないいことを考えてくれたのだろうって、私にしたら思うじゃない。それで、あつ頑張っているなっていうことがあれば評価したいしと思ったので聞いたのですが、少し当てが外れたな。わかりました。わかりやすい実態に即した説明をぜひ、お願いしたいと思います。終わります。

反保委員長 ほかがございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで民生費についての質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。予算書の146ページから151ページをご覧ください。

質疑はございませんか。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 151ページの節11需用費、消耗品費で計上されております。これは今年度も予算計上でほぼ同額の予算があがっていましたが、これは何か年次計画を立てて何か施設の更新をしているのでしょうか。内容をお聞きします。お願いします。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 151ページ、需用費、消耗品費でございますけれども、こちら水防にかかる消耗品と災害対策費の消耗品がございますけれども、どちらのほうでございましょうか。409万8,000円。すみません。

409万8,000円の消耗品についてお答えさせていただきます。409万8,000円の消耗品につきましては、おおむね災害対策用の備蓄品として計画的に購入しておるものでございまして、例えば、毛布ですとか。アルファ化米ですとか、そういうものを年次計画を立てて購入をしております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 その備蓄品ですけれども、まだ、これは完結といいますか。まだ全部はそろっていないのでしょうか。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 備蓄品につきましては、計画では、5カ年計画を策定いたしまして、平成28年から令和2年度までの5カ年で整備をするということで、今年令和元年度が4年目ということで来年度で目標数に達するという見込みでございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 わかりました。

今の消耗品費の下の食糧費。参考までにこの食糧費の内容をお聞きします。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 食糧費につきましては、災害対策本部の食糧費ということで、3万円を計上させていただいておるのですけれども、ほぼ3回分。1回で1万円という見込みで3万円の食糧費を予算計上させていただいております。

反保委員長 和田委員。

和田委員 わかりやすい質問ですけれども、この消防団の車両はどここの地区になるのかと。古いのが何年使って変わるのか。その2点、すみませんけれども。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 消防団の車両購入費としまして、深日分団の車両を更新させていただきます。深日分団の古い車両を更新して新しい消防車を入れるわけでございますけれども、その前の車両がかなり年数がたっておりまして、20年以上経つ車両でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 予算書の151ページ、今お聞きになっていた、消防団車両購入費ですが、これは新規施策として説明の中にもございましたし、本会議でもお聞きになられていたかな。古くなったものを更新するというのは、もう必要に応じて適切になさっていただく必要があるわけですが、説明の中を読んでおきますと、消防分団に配置している老朽化した可搬積載車を更新することで、使用用途を多用化させ、地域の消防水防力の充実に図ると書かれています。この使用用途を多様化というのは、どういった事柄を指すのか教えていただきたいというのが一つと。

それから、予算書では、254万8,000円となっております。事前にいただいていたこの説明の中では、予算額としては267万2,000円と差があるのですが、これは何か別の理由もあるのかな。こちらの説明の中には購入費以外のものも入っているから少し大きくなるということのように思っているのかお聞きします。

それから、目4災害対策費の先ほど坂原委員がお聞きになっていた消耗品費。備蓄にかかわってお尋ねをいたします。

災害用物資の備蓄なのですが、来年度については、計画に基づく備蓄品に加えて、新たに段ボールベッドの備蓄も行うというように説明に書いてございました。その金額もこの409万8,000円の中に入っているというように受けとめていいのかどうか確認をいたします。

それから、同じ目の節13委託料の避難行動要支援者名簿システム保守委託料についてお尋ねをいたします。

名簿の更新はどのようになさっているのか。それから、活用は具体的にどのように。万一のとき、活用はどのようになさるのかお尋ねをいたします。

それから、もう一点、最後の節19負担金、補助及び交付金の中で自主防災組織育成事業補助金と設けられておりますが、これは一回10万円を上限とする補助金で、補助を受ける回数としては1回限りだったかなと。そのような補助金として運用されているものかなと思うのですが、これはほかの委員からもありましたけれども、金額もそうですが、回数を1回限りというのは見直す必要があるのではないかという話がありました。恐らく担当課にも自治区等から同様の意見はあがっているのではないかと思いますけれども、来年度も制度そのものの運用

は従前どおり変えないお考えなのか。さらに拡充をするという考え方はないのか  
お聞きをするものです。お願いします。

反保委員長 森課長。簡潔にお願いします。

森危機管理担当課長 まず、一つ目、消防車両の使用用途につきましては、現在、深日分  
団にあります可搬ポンプ積載車を今回、軽四輪の消防車ということで、軽トラの  
消防車を購入させていただきまして、そこに可搬ポンプを積むであるとか。水防  
用のときでありましたら、そこに土のうを積んで水防活動をしていただくという  
ような形で水防時、あるいは、火災時というふうに両方で使用用途を増やすとい  
うような考え方で車両を整備していきたいと考えております。

二つ目の消防車両の購入費用についてですけれども、委員がおっしゃるように、  
車両購入費以外の税金ですとか、リサイクル料とか、そういうものが入って資料  
に入っておりましたので、金額が今回の予算要求書と違うということでございま  
す。

備蓄の予算につきましては、この409万8,000円の中に段ボールベッド  
の予算も入っております。

避難行動要支援者の名簿の更新、あるいは、活用方法ということでございま  
すけれども、避難行動要支援者の名簿の更新については、年1回更新を行って  
おります。活用方法としましては、平時におきましては、協定を結んだ団体。具体的  
に言いますと、民生委員児童委員協議会ですとか、社会福祉協議会の方にこの名  
簿について災害が起こる前に情報を提供して、関係者に情報を提供していただ  
いてもいいよという同意をいただいた方に限って、事前に名簿をお渡しさせて  
いただいております。

活用方法、発災時になりましたら、この名簿につきましては、本人の同意があ  
るなしにかかわらずに、避難支援等関係者、自衛隊ですとか、警察、そういった  
ところに、この名簿を渡して安否確認等に走っていただけますので、そういうよ  
うなことも発災時には考えております。

五つ目、自主防災組織育成補助金につきましては、一回切りであって見直すべ  
きではないかというご指摘でございますけれども、現在、平成28年からこの補  
助制度を創設いたしまして、23の自主防災組織に対して補助を出しております。  
現在、自主防災組織の設立、設置団体が47団体ということで、まだ半分に満た

ないような補助実績でございますので、こちらにつきましては、もう少し補助制度を創設した上でまだ現在、半分しか申請をいただいていないような状況なので、周知を図って、現在の補助制度でもう少し実績を積んでいきたいなというように考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 いろいろよくわかりました。自主防災組織への育成事業補助金についても、理由は理解するところです。これはいろいろなことと総合的に進めていく必要があるのだろうなということを思っています。

私もつまびらかにそれぞれの自主防災組織の活動状況や実態について把握しているわけではありませんけれども、恐らく、活発に活動しているところが補助金を既に活用しているところなのではないかなという推測するわけなのです。ですので、申請していただけてないところは、活動そのものをより活発化することだとか、そういった援助というか、そういう角度からの働きかけが必要なのかなというように思います。

確かに不公平感につながってもいけませんので、この事業を進めていくにあたっては、自主防災組織の活動全体を活性化するというのを念頭に置いて進めていただく必要があるのかなということを改めて感じました。住民の生命と財産を守る取り組みにつながる重要なものですので、引き続き支援を強めていただきたいと要望を申し上げておきます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 もう一点だけ、質問しますけれども、もしかしたら答弁してもらえないかもわかりませんが、この泉州南消防の広域になってから、もう5年ぐらいたつのと違うのかなと思うのですけれども、3年で消防職員の全体の異動というのですか。岬町から泉佐野市へ、泉佐野市から岬町へ来るといった異動があったように聞いているのですけれども、こういう異動を3年で異動してもう3年が過ぎているのでうまくいっているだろうと思うけど、それについての苦情というか、差し支えは何もなかったのか。その点もし何かあるのだったら答えていただきたいのですけれども。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 消防署の人事異動につきましては、設立当時は旧所属の署で勤務を



されている方が多かったのですけれども、ここ二、三年で大きく組織の人事異動も変わりまして、そういうことをなくして、旧の出身の消防のどこかというのは関係をなくして、いろいろなところに来ておりまして、岬町のほうにおきまして、よそからこられる。よその出身の方もたくさん今、いる現状でございます。その中で令和元年度、ポンプ車操法で岬町は当番にあたりまして、大会に出場したのですけれども、そういったときには、ある程度岬出身の消防団員と気心の知れたような方がこちらに来ていただいたりというようなこともありますので、その辺はある程度臨機応変にさせていただいて、そんな大金問題にはなっていないというように私は認識はしております。

反保委員長 和田委員。

和田委員 答弁いただいて結構です。私が聞いているのはちょっと苦情があったように思ったので少し聞かせていただいた。もうないのは一番いいので結構でございます。

反保委員長 ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 それでは、これで消防費につきましての質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。

予算書の150ページから177ページをご覧ください。

質疑はございませんか。

坂原委員。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 予算書153ページです。目2事務局費です。8報償費ですが、午前中の他の委員の質問であったのですけれども、この項目にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの報償費というのが以前はここにあげておりました。それが今回から、来年度からは会計年度任用職員報酬のほうに組み込まれるというような話でした。ということで、前回までありました、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの報償費は、節1報酬の6人に入っているというように考えていいのかどうか。

外国人の先生もおられたと思うのですけれども、その先生もここに入っているのか。また、その外国人何人おられるのかお聞きしたいと思います。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 まず、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーにつきましては、スクールソーシャルワーカー2名、スクールカウンセラー2名、合計4名につきましては、事務局費の報酬費中の6人のうちに含まれております。

もう一つ追加の質問のALT外国人助手につきましても、1名、この6人の中に含んでおります。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 その件、わかりました。

次に質問ですけれども、155ページ、1項の教育総務費、13委託料、文化芸術育成事業委託料とありますが、この事業の内容を教えてください。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 文化芸術事業委託料について、ご説明させていただきます。この委託料につきましては、文化庁が実施しております文化芸術による子どもの育成事業というのを活用して、車椅子ダンスの普及を図っている団体から講師をお招きしまして、車椅子ダンスの披露とかお話とか、子どもたちに車椅子ダンスの体験を実施するものでございます。

車椅子ダンスを通じて、障がい者理解教育の推進を図っているものでございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 車椅子ダンスに私も参加させていただきました。私が参加させていただいて非常に感動しまして、その車椅子ダンスそのものも、ダンサーの人たちは国際大会に日本代表で出る。その技術的にも、また、世界大会にも入賞しているという質の高い芸術性の高いそんなダンスでございました。

また、その障害の方、車椅子を使ってダンスをされている方ですけれども、自分がなぜ車椅子生活になったのか。また、その後の自分のいじめにあったとか、落ち込んだとか、そういう体験をもとにした講話もございました。聞いている方は、ほとんどの方が涙して感動されていたように思います。

令和2年度もやるということですが、今回の規模といたしますか。どこでどのような形でやるのか。前年と同じなのか教えてください。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 令和2年度の事業ですけれども、現在、予定しておりますのは、6月15日

に、今年度と同じく多奈川小学校の体育館で実施したいと考えております。子どもたちは小学校6年生を対象に、淡輪小学校、深日小学校、多奈川小学校の児童、合計約100名の参加者を予定しております。あわせて保護者の方にも積極的にPRして参加していただきたいと考えております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 子どもたちについては、全小学校の6年生全員。あと保護者の方も積極的に参加を呼びかけるということなのですけれども、ちょっと今まで少なかったのかなと思いますので、そこはしっかりPRしていただいて、参加してもらえたらなと思います。

また、町内の各種団体。例えば、障害団体、人権団体、そういう団体からもぜひ、これは招くべきだと思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 今回の委託料の中では、児童の人数とPTA、保護者の方ということで積算しているのですけれども、他の団体の方も参加可能かどうかというのは、委託する団体の方と相談して、進めていきたいと考えております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 非常にいい事業。取り組みだと思しますので、ぜひ、町を挙げて大体的に一人でも多くの方にぜひ、参加してもらえるようにしてもらいたいというようにお求めしておきます。

引き続き、次の質問をさせていただきます。157ページですが、13委託料、これは新規事業かと思うのですが、登下校見守りシステム導入委託料として、予算が計上されております。この事業の内容について説明をお願いします。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 登下校見守りシステム導入委託料について説明させていただきます。

これは新たな事業として実施するものなのですけれども、登下校時の児童の安全対策として、今回、新たに導入するものです。内容としましては、淡輪小学校、深日、多奈川の小学校の校門にセンサーを設置しまして、児童には端末、ICタグを持っていただき、校門を通過したときに学校に来たときは学校に来ましたよ。出たときには学校を出ましたよということを保護者の携帯にメールサービスを配

信するというシステムでございます。そのために必要となる設備の導入を委託するというものでございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 その工事といえますか。その設備というのはいつごろ完成されるのですか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 新年度予算が成立次第、入札を実施し、業者選定をしまして、早ければ6月には一度お試しをさせていただいて、正式には、夏休み明けからの実施になるかと思っております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 3小学校全てでいいのですね。中学校はなしですね。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 小学校3校に設置し、中学校はなしとなります。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 もう二、三点あるのでまとめてお聞きします。161ページですが、項3中学校費です。15工事請負費、中学校改修工事とあります。これも前年に続き高額の内容で予算計上されています。この内容をお聞きしたいのが一点。

それから、165ページ、項5の社会教育費です。1報酬の会計年度任用職員報酬3人とあります。これもこの3人というのは新規かなとは思いますが、この内容をお聞きしたいと思います。

もう一点、これが最後です。177ページ、保健体育費です。節18備品購入費、給食センターとして、機械器具費として計上されております。この内容を教えてください。以上3点お願いします。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 まず、中学校改修工事の件について、ご説明させていただきます。

令和元年度は防球ネット補修工事のみを計上しておりました。来年度、令和2年度については、防球ネット補修工事が年次計画となっておりますので、令和2年度も防球ネット補修工事、その後に、中学校の音楽室雨もり改修工事、体育館雨もりの改修工事を計上させていただきました。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 社会教育費の報酬の会計年度任用職員報酬3名ですけれども、こちらにつき

ましては、現在、生涯学習課で勤務しています一般事務2名と歴史館の1名、合計3名ということになっております。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 給食センターの機械器具費についてご説明させていただきます。

給食センターは令和3年2学期より、給食センターと岬中学校給食調理場を統合するに向けて2カ年に分けて準備を進めているところです。

まず、令和2年度の備品購入費については、統合、老朽化に伴う設備といたしまして、スチームコンベクションオーブン。いわゆるスチコンといわれるオーブンです。マイコンスライサー、中央監視盤の更新、油ろ過器を計上しております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 社会教育費の会計年度任用職員。これは今、来ている臨時職員の方が引き続きということでもいいのですか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 最終的にどの方が来られるか。まだ、最終決定は出ていなのですけれども、同じ人数で採用するということになっております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 その件はわかりました。

給食センターですけれども、令和3年の2学期から新たに二つを統合して、一つにして、稼働するということでした。ここであがっているのが、これは令和2年度の工事分として800万円ですけれども、全体像なんかはわかるでしょうか。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 令和3年度分。まず、給食配送者につきましては、債務負担行為であげております。あと、コンテナの入れかえ修繕が必要となってきました、これも2カ年に分けて修繕を行うところです。蒸気ボイラー更新も3年度に行う予定としております。

また、洗浄機、中学校の給食が増えることにより、個数や企画が変わってくることにより、洗浄機、食器用、食缶用も設備に備品購入費としてあげていく予定にしております。全体で約5,000万円。2カ年にかけて5,000万円となっております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 かなり高額になると思うのですけれども、これはぜひ、そうすべきだと思います。

私が一般質問で過去からも質問してきました。最初に、質問してから3カ年経過しました。毎年の修繕料が500万円ずつかかっていました。3年で1,500万円です。ここで5,000万円という金額。大きいですが、10年たてばもとがとれるのかなど。施設も新しくなって、効率もよくなってコスト削減につながっていくのではないかと思います。子どもたちにとっても大事な給食です。ぜひ、取り組みを進めていただきたいと思います。

反保委員長 和田委員。

和田委員 159ページの中学校の修繕料です。168万円ですか。一応、これはどこを修繕するのか一点聞きたいのと。

次に、161ページの特定建築物管理委託料。特定建築物というのはどういうものかということをお聞きしたい。

あと、169ページ、淡輪アップル図書館かな。これは淡輪というけど、私は深日となっているけれども、淡輪アップルと書いているのだけれども。淡輪公民館の中にあるのですかなこれは。アップルといたら深日と思っていたのだけど、それをお聞きしたい。

次に、172ページの共同調理場の予算が1,900万円ほどちょっと今年はやがっているのです。その理由をお願いしたいのです。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 まず、中学校の修繕料についてです。いろいろ細かく修繕しないといけないところがあるのですけれども、大まかに下足室の入り口扉の修繕、テニスコート芝生の修繕、ガラス修繕等を計上しております。

次に、161ページでしたか、特定建築物管理委託料についてご説明させていただきます。

8,000平方メートル以上の学校では、建築物における衛生的管理の確保に関する法律で、建築内の空気環境や、飲料水等の水質が衛生的になるよう、適切な維持管理しなければならないと規定されているため、委託しております。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 アップル館指定管理委託料の上の公民館の表示の件ですけれども、アップル館

ができたときに、公民館の附属施設という位置づけで建てたもので、当初予算は毎年、このような表示となっております。

反保委員長 よろしいですか。

差額、給食センター。1,906万1,000円やな。下がった理由。

和田委員 172ページの一番下。

反保委員長 答弁をお願いします、

松井課長。

松井学校教育課長 すいません、上がっている理由ですね、今回、令和2年4月1日から給食費の改定を行います。その賄材料費が上がっていることになります。

反保委員長 よろしいですか。

和田委員。

和田委員 特定建築物の、わかったけど、一番最初、なんて言ったのかな。何やらでって言ったのが、もう一回だけ説明をお願いします。

それと、淡輪のアップル館って書いてくれるのはいいのだけど、実質は深日地区にあるのに、何で淡輪になるのかな。これ、やはりそんなん考えてくれないのかな。

すいません、そうしたらその2件、松井さんすみませんが、もう一度言うて。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 特定建築物管理委託料の、8,000平方メートル以上の学校では、建築物における衛生的環境の確保に関する法律で、そのために委託しているものです。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 先ほど答弁させていただきましたけども、アップル館が公民館の所管になっているということで、こういう表示の仕方をさせていただいているということになっております。

反保委員長 公民館の所属に。

和田委員 所管であつたら変えられないの。現実には深日にあるのに、淡輪って載っているから、まだ淡輪にもアップル館あるのかなと思って。

反保委員長 古橋教育長

古橋教育長 先ほどのご指摘でございますが、この予算書見ていただいて、各項目の上に

所属の課が書かれております。

今現在、アップル館につきましては、淡輪公民館が所管という形になっておりますので、こういう表記になっているということですが、ちょっと深日にあって非常にややこしいということもございますので、来年、表記の仕方について、考えさせていただきたいと思います。

和田委員 よろしく申し上げます。

そうしたら、松井さんの答弁結構です。ありがとう。

反保委員長 それでは、よろしいでしょうか。

出口委員。

出口委員 1点だけお聞きいたします。

157ページの節の19でございます。負担金、補助及び交付金の中で、大阪府小学校長会負担金4万5,000円と、泉南郡小学校負担金3万6,000円の計上されておりますが、当然これはもう必要な金額でございますので、何もその異論はございませんが、実はその深日の小学校の校長先生が、病気療養中か有給休暇か、その辺のちょっと状況を私把握していないのですけども、ちらっとお休みになっているということをお聞きしました。

その中で、多分この校長会の出席にあたっては、教頭が代理で出席されていると思いますが、その辺はどうですか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 深日小学校の校長についてですけども、11月の末ごろに体調崩されまして、病気休暇を出されております。

まず1カ月の診断書が出まして、年内いっぱいお休みということで、再度年明けに復帰に向けて、頑張っていたのですが、やはり診断の結果、もう1カ月診断書が出まして、最終的には今月いっぱいまで、3月末まで診断書が出ましたので、校長先生も定年退職になりますので、3月末まで出て来ない間はどうかということになり、大阪府教委とも相談し、職務代理者を置くことになり、教頭先生が職務代理者ということで、2月1日から校長先生の仕事を兼ねていただいているということになっております。

反保委員長 出口委員。

出口委員 理由はよくわかりました。



その中で、一番小学生が今度卒業式を迎えるに当たって、職務代理者の教頭先生が代理をされているということなのですが、これまた卒業生が一生に一回の卒業式で、校長先生不在という形の中で、卒業証書はどういうような形の卒業証書を渡されるか、一度ちょっと確認したいと思います。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 先ほども説明させていただきましたけども、職務代理者をおきましたので、卒業証書につきましても、深日小学校校長職務代理者という形になります。

反保委員長 出口委員。

出口委員 私ね、これ私ももう何年前やろ、60年前。そういう中でね、実際に一生に一回のことで、普通受け取るのに校長職務代理者というような形で、ずっとこれ残ってくるのですよ。

今現在、病気療養中であっても、現在まだ校長として残っているのと違いますか。その中で、卒業証書に校長職務代理者という、そういうようなことを親御さんが見たら、またほかの地域から見てもですね、そういう例が今まであったのですか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 先ほど病気休暇ということですけども、2月24日以降は病気休暇90日越えますので、休職ということになっております。

我々もできるだけ、委員おっしゃるように卒業証書は校長名でということで、早期の復帰を望んでいたのですが、診断の結果が、3月31日まで療養が必要ということになりましたので、府教委とも相談したのですが、岬町以外でもこういう事例がある団体がありましたので、そこにも確認しましたところ、職務代理者を設置して校長の仕事を引き継ぐと。卒業証書については、職務代理者の表記になるということでしたので、我々も苦しいところだったのですが、やむを得ないなということで、こういう措置になったものです。

反保委員長 出口委員。

出口委員 今、横で和田委員も言われていますが、休職中であっても、一応3月の末までは、定年で3月末を迎えるということに、今、説明があったのだけでも、休職中であってもまだ校長として残っているのでしょう。

そうしたら、その職務代理者が卒業諸書に記名するって、ちょっと私も理解で

きないし、いただく卒業生、親御さんもですね、できたらそれは今現在休職中であっても、校長何々という形で、卒業証書を授与するのが一番うれしいのかなと思うのですが、その辺をもう少し幅を広げて考えてもらったらどうですかと思いますけども、これは私の意見ですので。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 退職は3月31日になります。

反保委員長 出口委員。

出口委員 だから、校長としてまだ残っていますよね。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 貴重なご意見いただきましたので、また大阪府教育委員会と相談しまして、休職中であっても、校長名で証書を出せるのかどうか、一度協議したいと思えます。

反保委員長 出口委員。

出口委員 できましたらね、一生残るものですので、一度検討されて、もうやむを得ないときは私もそれ以上は言いませんけども、できたら思い出に残る卒業証書を授与してあげていただきたいなというように私は考えます。要望でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 予算書のどこに載っているかわからないから聞きます。

町長がね、町政運営方針の中で、教育分野にかかわって、高速大容量ネットワーク整備、ギガスクール構想と言われているもののことを言及されました。一人1台端末とかいうように、いろいろ国が打ち出していますけれど、それに岬町も手をつけていくということはわかったのですが、予算書のどこにそれが載っているのか、来年度予算でどこまでのことをしようとされているのか、ちょっとわからなかったものでお聞きをしたいというのが1つ。

それから、予算書の153ページの目2事務局費、節2給料のところ、一般職級6人と記載をされております。今年度予算では、9人と書かれておりましたので、単純に3人減って大丈夫なのかなというように思ったのですが、そのあたりのご説明をいただきたいと思えます。

それから、予算書157ページの節13委託料、先ほど質疑でも上がっていた登下校見守りシステムについてお尋ねいたします。

これは新規施策ということで、子どもたちの安全を守るという立場で、新たに進める事業というように考えているのですが、これは何か動機と申しますか、例えばよそで先進事例があって、うちでもやってみようと思ったとか、要望があったとか、何かそういう取り組むにあたって、一定の公金を投入するわけですから、目的はいいものと思いますけれども、どうしてこういった事柄をなさろうと考えたのか、そのあたりについてお聞きしたいというのが1つと。

それから、門を通過するというところを、保護者が把握できるということはいいと思います。それについては、端末を子どもが持つておくというようなことのように、その端末についても、この予算の中に入っているのか、個人個人がそれぞれ負担しなければならないのか、そのあたりをお聞きしたいのと、それから門というのは、例えば淡輪小学校だったら複数の門があるわけですが、全て門については網羅するということでもいいのか。

あと、その門を出てから後について、これが逆に変な安心材料になってしまわないように気をつけていただきたいと。これは1つの意見なのですが、門を出るときについては点検ができるので、それが1つの保護者にとっても子どもにとっても安心の1つになるわけですね。ただ、端末がその門を通過したということだけでしかないので、例えばその端末を子どもが学校内で落としてほかの子が持つて出ていたら、それは安心安全でも何でもないことになりますけれど、だからそういう運用上のことについては、よく気をつけていただきたいなど。

それは保護者と子ども自身が気をつけておくことだったり、学校の先生が注意することだったりするのかなと思うのですが、通過が確認できたということで、一つの安心材料ではあるのですが、事故や事件が起こるのはその後なわけですね。必ずしもそうではないですよ、ですけど、不安材料としてはやはりそこから出た後、学校を後にしたその後事件が起こっていることのほうが多いわけですから、そこについても気をつけましょうという、普段から学校でももちろん指導されていることと思いますが、これが過剰な安心材料になってしまわないようにということとは、ちょっと気をつけていただきたいなということは思います。

そこまでにしましょう一旦、お願いします。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 高速ネットワークについて、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、文部科学省の令和元年の補正予算の対応になります。交付申請を行い、内示を受けたのが3月5日になっております。このことにより、最終日の追加議案で提案させてもらう予定になっております。議決後、翌年度に繰り越して、令和2年度に実施というようになっております。

登下校見守りサービスについてですが、校門全てにその機械を設置するというようになっております。

町の仕様で考えているのが、オプションで希望の方にはGPS機能をつけることができるようにしたいと思っております。端末は小さいものですので、ランドセルの中のほうに入れていただくという仕様で考えています。そうすることで、紛失するというのがなくなると思っています。

導入・委託が終わった後は、サービス業者と協定書を締結しまして、そのサービス業者と保護者の方で契約をして、サービスを利用させていただくということになっております。

あと、導入した経緯ですが、朝夕見守りボランティアの方がおられるのですが、それだけではなくて、さらに子どもの安全対策ということで今回導入を検討したのと、こういうシステムがあれば安心、子どもが帰ってくる時間の予測がつくという声もありましたので、今回導入するという事になったものでございます。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 153ページの、給料に関してのところ。一般職、令和2年度の予算6名ということで、今年度は9名ということで、表記させてもらっていたのですが、今現在令和2年度の6人は、澤次長以下松井課長を含め、係長・担当職員、それから指導課のお二人ということで、6名予算なので、令和元年度予算、今年度予算に関しましては、9名の内訳で申しますと、先ほどの職員数と加えて、生涯学習課に、今、勤務してる職員2人の分と、それから平成30年度プラス1名増員されていたのですが、その分の1名を含めて3名分プラスされてまして、今回の令和2年度の予算で、生涯学習の職員は社会教育費のほうに、本来の費目のほうで支出するような形で、予算の支出科目の振りかえ操作みたいな形で、今回適正に予算計上させていただいた次第でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 登下校見守りシステムですが、これはやるやらないは家庭が選ぶということですかね。先ほどの説明だと、保護者とサービス業者とで契約をするということでしたので、利用したい人が利用できる環境を作るといふことと、紹介をするといふことになりますかね。

それで、そのサービス業者って決まっているのですか。まだ決まってない。もう少し聞くので、また併せてお答えいただきたいと思います。

それから同じ157ページで、節15工事請負費の小学校改修工事の中に、深日小学校のブランコの更新についてとか、あとはスロープ、医療的なケアが必要な子どもに対する事業費についてもここの中に入っているのか、お聞きをするものです。今言った2つは例年ないもので、新規と更新ということですので、お尋ねをしております。

それから159ページの一番上に、小学校芝生維持管理補助金とありまして、これは多奈川小学校の芝生のことを指しているのか、深日ですか、教えてください。これ、維持管理補助金を支出する、どこに支出、何かちょっとよくわからないのです。維持管理費であったらわかるのですがちょっと説明を、この項目は前からあったのは存じ上げているのですが、来年度については、今年度と比べて倍の金額になっていることもありますので、お尋ねをいたします。

それから、同じ159ページの小学校費の扶助費、準要保護それから要保護児童の学用品代等を含めて、いわゆる就学援助についてお尋ねをいたしますが、私も疲れてきましたので、紙でこれはください。小学校と中学校、準要保護・要保護の児童と生徒の2019年度の小学校の利用者数、中学校の利用者数について、割合も含めて、紙でまとめてお知らせをいただきたいと思います。

それから、これはお聞きしますが、この就学援助の対象者の基準、これは従前と変えていないということでもいいのかお聞きすると、来年度に向けて、これちょっと見たところだと追加してないのかなと思うのですが、費目の追加、これは年々拡充されていまして、費用については、例えば入学準備金なんかについては、岬町においても今年度からでしたかね、拡充をして適切な措置をされているというように思います。

けれど、例えば修学旅行費なんかについても、予算が拡充をされている。文科

省の示している分ではされていたりとか、あとは費目の追加で、卒業アルバムの作成費といえますか、そういうものの補助にも充てようということで、小学校は一万何がし、中学校は八千何がしという基準が示されているわけなのですね、文部科学省でね。そういうものにも、ぜひ対象費目を広げるべきだということに思いますけれど、そこは岬町としてはどのように来年度なさるのか、お聞きしたいと思います。お願いいたします。

反保委員長 答弁をお願いします。

澤次長。

澤教育次長 登下校見守りサービスについて、説明させていただきます。

各家庭の選択に任せるのかということですが、現在仕様で考えているのがまず緊急メールサービス。これについては、無料で配信させていただく仕様で考えておりますので、こちらにつきましては、全員加入していただけるかなというように思っております。

合わせて登下校見守りサービス、こちらについては、通信料とかが発生しますので、希望者のみということになります。登下校の安全対策、見守り強化ということをご理解いただきまして、各保護者に説明していただき、できるだけ加入していただけるようお願いしていきたいというように思っております。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 小学校の改修工事の医療的ケアに関する工事、スロープが入っているのか、また深日小学校のブランコ改修工事は入っているのかというご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、医療的ケアに関するサポートに関する工事は全て入っております。また、深日小学校ブランコ改修工事、運動場改修工事、外部トイレ改修工事も含めて、計上させていただいております。

次に、芝生化の負担金なのですが、この負担金は20万円計上させていただいております。令和2年度より、深日小学校についても補助金事業を実施するため増額しました。多奈川小学校・深日小学校芝生維持管理のために、補助金10万円ずつの増額です。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 芝生の件についてですが、既にご存じのように、多奈川小学校のグラウ

ンドと深日小学校のグラウンドに、芝生を設置しております。

多奈川小学校につきましては協議会方式で、当初、芝生を張った時点から、協議会のほうで維持管理していただいているということで、そちらの協議会に対して、維持管理用の費用として10万円を今回支出するという事です。

深日小学校につきましては、まだ協議団体がなかったのですが、新たに芝生の管理をするための組織ができましたので、そちらの団体に、管理費用として10万円を支出するという事になっております。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 就学援助につきましては、基準につきましては、今までどおり認定基準は見直しておりません。

また、来年度の追加科目も追加はしておりません。ただ修学旅行費については、岬町は科目には対象としております。

保委員長 中原委員。

中原委員 登下校見守りシステムについて、さらにお尋ねをいたします。

業者はまだ決まっていないということでありましたので、業者の選定は、いつごろの時期にどのように行うのか、お尋ねをしたいと思います。業者が決まらなとあれですね、実際の利用料というか、保護者の負担はよくわからないですかね。もしご存じでしたら、一般的なものとしてこれぐらい月額かかるのだとか、そういうことがあれば、参考までにお聞きしたいと思います。

さっき答えた、その全員対象にした緊急メールサービスというのは、一体何でしょうか。これは、このシステムと関係あるのですか。何かちょっとよくわからなくて、すいません。

それと、さっき紙で資料くださいって言った準要保護の就学援助のことですけれど、数字で欲しいものを言い忘れていたので、2019年度とそれから2020年度の見込みもお示しした資料をご用意ください。

それから、就学援助の基準は変えていない、これ自体は評価できるというように思いますが、私がかねてから拡充を求めてきた立場でありますから、そのことについても、ぜひ今後前向きにご検討いただきたいということと。

それから費目の追加がないということでありまして、それに加えて、修学旅行費については計上していますということでありました。修学旅行費については、

これ金額はどのようにしておりましたか。全額の実費負担ということであったか、それか定額であったか、確認をいたします。

加えてお尋ねをします。予算書161ページの中学校費、18の備品購入費の庁用器具費にあたるのかなと思って聞くのですが、来年度中学校の古くなった机や椅子を更新するという計画がございます。お聞きしておりますけれども、そこがここのお金、142万5,000円の中に含まれると考えていいのか、更新の規模ですね、どれぐらいの数なのか、古くなったものだけなのか、もう一気に思い切って変えてしまうのか、そのあたりについても計画をお聞きしておきたいと思えます。お願いします。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 4月に入りましたら業者選定、入札等を実施しまして、業者を決定したいなというように思っております。先ほども答弁させていただきましたけれども、6月ごろにテストして、夏休み明けぐらいには実施できるようにというように考えております。

あと無料サービスですが、これは一斉無料配信メールということで、学校から保護者の方に緊急連絡するとき、配信するサービスを仕様として考えております。これにつきましては、無料で利用できるようにということで考えております。

登下校のサービスにつきましては、今のところ考えているのが、月当たり380円前後でというように今考えております。

反保委員長 お諮りいたします。

ただいま4時57分なのですが、あと議案6つと、それから総務文教委員会の協議会が残っていますので、5時半までには終わりそうにありませんので、延長で最後まで。あと2分ですので、5時まで。あと6つ、それから協議会もありますので、まだ時間延長になると思えます、最後までいきますので、よろしくお願ひします。

それでよろしいでしょうか。最後までいきます。理事者のほうからもそういう希望があります。

辻下委員 委員にはその話しているけども、理事者の意見も聞いてなかった。

反保委員長 理事者のほう、どうでしょう。



中口副町長。

中口副町長 審議の状況を見ると、あと諸支出金、予備費、並びに各3つの財産区、予算は本日中にいってほしいなという思いで、一方条例関係で2件あるのですが、それも本会議場で説明しておりますので、あとの補足、そういう説明に尽きるかなと思うので、引き続きやってもらいたく、希望を出しました。

反保委員長 わかりました。ということですので、できるだけ短く。できるだけ簡潔にお願いします。

それでは続行いたします。

松井課長。

松井学校教育課長 先ほど言った扶助費の中の、修学旅行費の項目についての金額なのですが、令和2年度については、修学旅行費については上限がありまして、今年度令和2年度、小学校については3,010円を引き上げて2万4,680円に。中学校は、2,510円を引き上げて6万2,810円上限となっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 登下校見守りシステムについて、さっきの緊急メールサービス一斉という、それはこの見守りシステムを整備したことによって、そういうことが可能になるということなのですね。わかりました。

次いきます、中学校の机と椅子の答弁もらっていないな。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 すいません、失礼いたしました。

庁用器具の中には、机・椅子の分が計上されております。3カ年計画を立てまして、令和2年度につきましては、1学年のみの机と椅子となっております。1年ずつ更新していく予定となっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 1学年というのは、中学1年生を指しているのか確認をします。ということは、1学年ごっそり全部変えるということなのですね。それは非常にいいことだと思います。これは、生徒だけではなくて、先生も何か案外喜ぶらしいね。いいことだと思いますので、体格に合ったサイズのものを、いろいろ考えていただけたらなというように要望しておきたいと思います。学年についてのみ確認させてくだ

さい。

それから予算書の165ページ、社会教育費の節8報償費のスクールガードリーダーの報償費についてお尋ねをいたします。来年度、少し今年度より増額をされる予定のようですから、理由についてお聞きしておきたいと思います。

それから予算書の173ページ、一番上の節1報酬、会計年度職員の報酬2人とありますけれども、これは今年度予算には見受けられませんでしたので、どういったことでここに、説明をいただきたいと思います。

それから175ページの、賄材料費についてお尋ねします。これ、給食のことで、給食費の引き上げということだというように先ほど聞いていてわかったのですが、今幾らの給食費が幾らに引き上げられるのか、そのことは保護者に丁寧な説明がなされているのかお尋ねします。

それから、最後だと思います。177ページ、給食センターの機械・器具費について、先ほど統合することを前提に修理をする、機械・器具費の更新かな、その内容についてお聞きしたところですけど、これ2カ所を統廃合するわけですけど、私ちょっとよくわかっておりませんで、どちらを廃止して、どちらに一本化するのかとか、ちょっとその辺がよくわかっていないのですよ。その辺ご説明いただきたいのと、それからそのことに伴って、例えば働いておられる方とか、影響が出るということがいろいろ出てくるかなというように思うのですが、そのあたりについてのお話し合いはどのようになっているのかお尋ねいたします。お願いします。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 スクールガードリーダーの報償費ですけども、現在3名おられますが、うち1名の予算が、今年度までは臨時職員の賃金のほうに計上しておりました。今回、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、賃金の科目がなくなりましたので、スクールガードリーダーの報償費に1名分が増えたということになっております。

続きまして、保健体育費の報酬の会計年度職員2名ですけども、今回、条例改正を上程させてもらっています、関西電力体育施設が移管されることに伴い、新たに会計年度任用職員を雇用するものです。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 先ほどの中学校の備品のほうの学年ですけども、3年生から下におり

ていきます。

次に、学校給食費の改定です、改定前・改定後ですけれども、小学校低学年、改定前が210円、今現在210円です。改定後は、40円アップの250円。中学年、220円から260円。高学年、230円から270円。中学生、260円から300円になります。

また、保護者の方にとということなのですけれども、学校給食運営審議会を開催し、保護者代表のご意見もお聞きした結果、こういう改定という形になりました。また、PTAの代表の方に説明させていただいて、保護者の皆様については、通知文でお伝えさせていただいております。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 給食調理場の統合についてですけれども、岬中学校の調理場が、建築後22年以上経過しているということで、かなり施設も老朽化しているのですけれども、衛生管理の面からも、基準に適していないという部分がありますので、中学校の調理場を多奈川の給食センターのほうに統合するというように考えております。

反保委員長 中原委員、いいですか。

中原委員 答弁漏れ。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 統合に伴いまして、パートさんの方ですね、非正規の方が減少することになり、数名減少する見込みになっております。こちらにつきましては、統合に向けて順次説明させていただき、理解いただきたいというように思っております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 最後にお答えいただいたことですが、給食センターの統廃合に伴って、理解を求めていくということでもありますけれども、それは丁寧に進めていただきたいと。

これ、今回は進めましたが、私はそれが正解かどうかは判断ちょっと今つきませんが、丁寧に進めていただきたいということは申し上げておきたいと思えます。

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで、教育費についての質疑を終わります。

続いて公債費に入ります。

予算書の176ページから179ページをご覧ください。  
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで、公債費についての質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

予算書の178ページ、179ページをご覧ください。

ただし、目4、海釣り公園管理基金費、目5、多奈川地区多目的公園管理基金費、目7、森林経営管理基費は、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで、諸支出金についての質疑を終わります。

続いて予備費に入ります。

予算書の178ページから181ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで、予備費についての質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出についての質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員。

中原委員 今回は賛成いたします。

反保委員長 反対。

中原委員 予算全体が賛成とは限りません。

反保委員長 反対ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 本委員会に所管され、審議をさせていただいた範囲で、私がかねてから改善を求めている事柄について、改善が見られない点は幾つかございました。

しかしながら、質疑通じて確認させていただいた出産祝い金の問題であるとか、災害時の備蓄の拡充等々、住民の利益にかなうものというように考え、また歓迎されるものが多く含まれておりますので、本委員会に付託を受けた内容については、来年度予算の項目については、全体としては賛同してもいいかなというように考えます。

反保委員長 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致でございます。

よって、議案第5号は、本委員会におきまして可決されました。

議案第11号「令和2年度岬町淡輪財産区特別会計予算について」から、議案第13号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの3件を、一括議題にしたいと思いをします。

ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 それでは、議案第11号から議案第13号までの3件を一括議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書の347ページから397ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 質疑はやめて、要望にしたいと思いをします。

この予算のときだけは、いつもそれぞれの淡輪・深日・多奈川のそこに住んでいる委員が、その委員団に所属している委員が担当課に説明を受けるわけですね。一般会計への繰り越し、何が必要なのかというものについて。それぞれの議員団ごとにやるものですから、私は淡輪のことしか詳細にはわからないのです。それはほかの方も同様だと思います。ただ、ほかの次期の議案なんかで、どこかの財

産区のお金を使わせてもらって、一般会計でこんな事業をしますよというのは全体に報告される、説明をされるではないですか。その状況をぜひ作っていただきたいというように思っております、松下課長のところで、恐らく淡輪・深日・多奈川のそれぞれの議員団に説明をされたのがあるのではないかなというように思うので、その資料をお配りいただいて、全体の詳細をつかみたいというように思います。

そして、1年後に予算の審議が行われますけれど、そのときには、ぜひ資料として委員会に配付をいただきたいなというように思います。要望しておきます。

反保委員長 それでは、続いて議案第11号「令和2年度岬町淡輪財産区特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります

続いて採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第11号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第12号「令和2年度岬町深日財産区特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第12号は、本委員会におきまして可決されました。

続いて、議案第13号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」  
討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第13号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第13号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第16号「岬町社会体育施設条例の制定について」を議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

中原委員

中原委員 使用料についてお尋ねをいたします。

使用料は別表に定める使用料を納付しなければならないということで、別表を確認させていただいております。まず、岬町テニスコートから岬町町民体育館までの4つについては、これは、今、ご利用の状況と変わらないというように考えていいものと思いますが、その下に岬町スポーツ広場ということで、今回条例制定するということかと思えます。

それで、この時間の単位なのですが、場所によって、2時間単位であったり、1時間単位であったりするのですが、これは実際の利用状況にそぐうものとして時間を決められているのか、中にはもう午前中と午後とかいうふうに、ばくっと分けてくれたほうがいいのかというふうな声もあったりするのですよ、利

用されている方の中でね。この時間の単位の決め方が、これが妥当だと、実際の利用状況からすると、こういう決め方がよいというように考えられたのか、時間単位についてお聞きしたいということが1点目です。

それから、本会議場でのやりとりで、主な利用団体との協議については、この3月中にもう一度、1回既に行われているということですが、3月中に再度予定をしていたけれど、4月になるかもしれないと。その見通しが濃厚になってきているというように私も思いますけれど、主な利用団体の方々への1回目の説明としては、案ということを示されたにすぎないというように私は聞いているのですね。

その2回目が、非常に大事になってくるのではないのかなと思っていたわけですが、利用団体また個人との十分な協議なしに決めてしまっているのかという不安があるのですが、そこはいかがか。1回目の利用団体、利用者との協議について、私もつまびらかに把握しているわけではありませんけれど、そこで十分な意見交換がなされたのか、2回目をされないうちに決めてしまってもいいような状況なのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、使用料の減免についてお聞きをします。第9条で、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額または免除することができるがありますが、具体的にはどのようなことを考えておられるのか、減免の基準といえますか、考え方についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 利用時間についてですけれども、利用料についても、類似施設を参照して決定させていただいたということですが、時間につきましても、類似施設で今回条例で決めております時間単位を参考にさせていただきまして、決めさせていただきました。

体育館につきましては、町民体育館は2時間単位ですので、こちらのスポーツ広場の体育館も、2時間というように設定させてもらっております。

各種団体との協議ですけれども、一定この条例案について説明させておらっております。第2回についてですけれども、先日決定したのですけれども、今月の22日の日曜日に、関係の団体の方と、4月1日からの利用について、再度説明をさせていただくということになっております。



反保委員長 古橋教育長

古橋教育長 まず使用料の減免でございますが、テニスコートでありますとか町民体育館まで、これまではそれぞれの規則で減免を規定をいたしております。

規則で減免を規定しておりますのは、本町または委員会、教育委員会が主催あるいは共催、また本町の委託を受けて行う事業の場合は全額でありますとか、生涯学習団体等が生涯学習活動のために使用するとき、こういうのは体育協会であったりスポーツ少年団であったりと、こういう場合には2分の1規定を設けております。

今回利用者、卓球とか野球、それぞれ利用される団体さんがございますので、これらも生涯学習の団体と位置づけていって、減免をしてみたいなと考えているところでございます。

それと、先ほど午前・午後で分けられるのではないかなという、時間帯のお話ございましたが、これにつきましては、あくまでも一応パブリック、公共でございますので、午前・午後で分けてしまうと、なかなか利用しづらいという面もございますので、時間で設定をするほうがいいかなというところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 2回目の協議が3月22日、日曜日と決められたことは、よかったなというように思います。その会議は、私も行って傍聴とかってできるのですか。

反保委員長 中原委員。

中原委員 傍聴については、この場では判断できないようですから、そしたら利用者団体が「うん」と言ったら行けるのかしら。自分が行けるかどうか、ちょっとスケジュール見ないとわからないのですが、もし行けたら聞きたいなって思っているのです。またそこは、行けるかどうか、またお知らせいただけます。行けるか行けないか、また決めたら教えてください。

反保委員長 古橋教育長

古橋教育長 一般論として、これもう審議にかかっていますので、使用料云々というところ、条例のほうも載せているということもありますので、利用者団体さんとはお話はさせていただきますけども、できるだけ控えていただくほうがいいのかなという気はしないではありません。そこはまた、利用者団体さんと話はさせていただきます。

反保委員長 辻下委員。

辻下委員 終わろうかと思いますが、1点だけちょっと。岬町スポーツ広場の件でちょっと聞きたいのですけども。

この関電の今まで、住民がいろいろとお世話になったところだと思うのですが、この中で体育館があるのですね。体育館の中で、卓球もあると思うのです。まだこれは値段はとにかくね、卓球場が冷暖房きいている。冷暖房。この使用料、これ合うか合わないかですね、冷房入れたり暖房入れたり。そのへん200円でこれいろいろ出していますか。

反保委員長 古橋教育長

古橋教育長 確かに卓球場、卓球場というたらおかしいですね、体育館の体育室の部分については、エアコンが完備されてございます。

この当初予算にも計上させていただきましたけども、コインタイマー式にするように今考えてございまして、使用する場合は100円入れていただいて、時間設定で使用していただくということを考えてございます。

辻下委員 ありがとう、時間ないから。

反保委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第16号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第16号は、本委員会におきまして可決されました。

議案第17号「岬町男女参画推進条例の一部改正について」を議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第17号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第17号は、本委員会におきまして可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件7件につきましては全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで総務文教委員会を閉会いたします。

(午後5時28分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年3月12日

岬町議会

委 員 長 反 保 多 喜 男